

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成19年10月
(第2回訂正分)

株式会社地域新聞社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月22日に関東財務局長に提出し、平成19年10月23日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年9月26日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年10月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,300株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年10月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成19年10月19日に決定された引受価額（105,800円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格115,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「65,780,000」を「68,770,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「65,780,000」を「68,770,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

（注）5. の全文削除

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「115,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「105,800」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「52,900」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき115,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（105,000円～115,000円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された需要件数が多かったこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、115,000円と決定いたしました。なお、引受価額は105,800円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (115,000円) と会社法上の払込金額（89,250円）及び平成19年10月19日に決定された引受価額 (105,800円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は52,900円と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき105,800円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成19年10月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき105,800円) を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき9,200円) の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と 平成19年10月19日 に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、46株 について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「131,560,000」を「137,540,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「113,560,000」を「119,540,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額 であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額 119,540 千円については、運転資金（人材採用費用）に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成19年10月19日に決定された引受価額(105,800円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格115,000円)で売出し(以下「本売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「110,000,000」を「115,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「110,000,000」を「115,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 4. の全文削除

2【売出しの条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄:「未定(注) 1. (注) 2.」を「115,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注) 2.」を「105,800」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 2.」を「1株につき115,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄:「未定(注) 3.」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人の引受株数は下記のとおりであり全株引受価額にて、買取引受けを行います。

S M B C フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社 1,000株

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき9,200円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年10月19日に元引受契約を締結いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成19年10月
(第 1 回訂正分)

株式会社地域新聞社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年9月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,300株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成19年10月10日開催の取締役会において決議し、また、同日開催の取締役会において第23期事業年度（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）の財務諸表が承認されましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

（ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 財務諸表等 (3) その他」については____を省略し、明朝体で表記しております。）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書にとじ込まれた有価証券届出書の表紙

【英訳名】

CHIIKISHINBUNSHA CO., LTD.

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

平成19年9月26日開催の取締役会決議によっております。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

2【募集の方法】

平成19年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年10月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（89,250円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「127,075,000」を「116,025,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「68,770,000」を「65,780,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「127,075,000」を「116,025,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「68,770,000」を「65,780,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（105,000円～115,000円）の平均価格（110,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は143,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「89,250」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、105,000円以上115,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年10月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（89,250円）及び平成19年10月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（89,250円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B Cフレンド証券株式会社840、みずほインベスターズ証券株式会社184、岩井証券株式会社115、S B Iイー・トレード証券株式会社69、東海東京証券株式会社46、いちよし証券株式会社46」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成19年10月19日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、46株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「137,540,000」を「131,560,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「119,540,000」を「113,560,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（105,000円～115,000円）の平均価格（110,000円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額113,560千円については、運転資金（人材採用費用）に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「115,000,000」を「110,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「115,000,000」を「110,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（105,000円～115,000円）の平均価格（110,000円）で算出した見込額であります。

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

財務諸表の注記事項

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自平成17年9月1日 至平成18年8月31日）

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
<u>ストックオプションとしての新株予約権</u>	二	—	—	—	—	—

中間財務諸表の注記事項

(中間株主資本等変動計算書関係)

翌中間会計期間(自平成18年9月1日 至平成19年2月28日)

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	
<u>ストックオプションとしての新株予約権</u>	二	—	—	—	—	—

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成19年10月10日開催の取締役会において承認された第23期事業年度(平成18年9月1日から平成19年8月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成しておりますが、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

① 貸借対照表

		翌事業年度 (平成19年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金			472, 024	
2. 売掛金			249, 657	
3. 商品			19	
4. 貯蔵品			357	
5. 前払費用			10, 066	
6. 繰延税金資産			11, 585	
7. 未収入金			1, 041	
8. その他			2, 344	
貸倒引当金			△ 9, 000	
流動資産合計			738, 095	92. 6
II 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 建物		36, 932		
減価償却累計額		26, 017	10, 914	
2. 構築物		393		
減価償却累計額		348	45	
3. 機械及び装置		2, 570		
減価償却累計額		1, 766	804	
4. 車両運搬具		1, 500		
減価償却累計額		657	843	
5. 工具器具備品		17, 254		
減価償却累計額		12, 621	4, 633	
有形固定資産合計			17, 240	2. 2

		翌事業年度 (平成19年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(2) 無形固定資産				
1. ソフトウェア			2,566	
2. その他			761	
無形固定資産合計			3,327	0.4
(3) 投資その他の資産				
1. 投資有価証券			39	
2. 敷金・保証金			18,412	
3. 破産更生債権等			3,359	
4. 繰延税金資産			19,387	
5. その他			240	
貸倒引当金			△3,359	
投資その他の資産合 計			38,078	4.8
固定資産合計			58,646	7.4
資産合計			796,742	100.0
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金			120,189	
2. 未払金			124,179	
3. 未払法人税等			63,053	
4. 未払消費税等			16,582	
5. 前受金			6,786	
6. 預り金			22,504	
7. 賞与引当金			15,567	
8. その他			225	
流動負債合計			369,089	46.3

		翌事業年度 (平成19年8月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
Ⅱ 固定負債				
1. 退職給付引当金			44,629	
固定負債合計			44,629	5.6
負債合計			413,718	51.9
(純資産の部)				
Ⅰ 株主資本				
1. 資本金			131,000	16.4
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		61,000		
資本剰余金合計			61,000	7.7
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		191,023		
利益剰余金合計			191,023	24.0
株主資本合計			383,023	48.1
純資産合計			383,023	48.1
負債純資産合計			796,742	100.0

② 損益計算書

		翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※		2,619,969	100.0
II 売上原価			861,155	32.9
売上総利益			1,758,814	67.1
III 販売費及び一般管理費			1,572,405	60.0
営業利益			186,408	7.1
IV 営業外収益				
1. 受取利息		20		
2. 雑収入		300	320	0.0
V 営業外費用				
1. 株式交付費		50		
2. 雑損失		73	123	0.0
経常利益			186,605	7.1
税引前当期純利益			186,605	7.1
法人税、住民税及び 事業税		89,427		
法人税等調整額		△6,861	82,565	3.1
当期純利益			104,039	4.0

売上原価明細書

		翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品	※	4,029	0.5
II 労務費		152,846	17.7
III 経費		704,279	81.8
売上原価		861,155	100.0

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31 日)
(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。 ※ 経費の主な内訳は、次のとおりです。 外注費 668,523千円

③ 株主資本等変動計算書

翌事業年度（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）

	株主資本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年8月31日残高(千円)	130,950	60,950	60,950	86,983	86,983	278,883
事業年度中の変動額						
新株予約権の行使による新株の発行	50	50	50	—	—	100
当期純利益	—	—	—	104,039	104,039	104,039
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	50	50	50	104,039	104,039	104,139
平成19年8月31日残高(千円)	131,000	61,000	61,000	191,023	191,023	383,023

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年8月31日残高(千円)	△13	△13	278,870
事業年度中の変動額			
新株予約権の行使による新株の発行	—	—	100
当期純利益	—	—	104,039
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	13	13	13
事業年度中の変動額合計(千円)	13	13	104,153
平成19年8月31日残高(千円)	—	—	383,023

④ キャッシュ・フロー計算書

		翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		186,605
減価償却費		7,720
貸倒引当金の増減額		840
賞与引当金の増減額		3,866
退職給付引当金の増減額		10,653
受取利息		△20
売上債権の増減額		△14,430
たな卸資産の増減額		7,425
仕入債務の増減額		△10,323
未払金の増減額		△42,653
その他		△11,441
小計		138,241
利息の受取額		20
法人税等の支払額		△81,385
営業活動によるキャッシュ・フロー		56,876

		翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー		
有形固定資産の取得に よる支出		△2,684
その他		△1,777
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△4,461
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー		
株式の発行による収入		100
財務活動によるキャッ シュ・フロー		100
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増 加額		52,515
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		419,508
VII 現金及び現金同等物の期 末残高	※	472,024

重要な会計方針

項目	翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)により算定しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	配布品 個別法による原価法によっております。 商品及び貯蔵品 最終仕入原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7～15年 工具器具備品 3～15年 (会計処理方法の変更) 平成19年 4 月 1 日以降取得した有形固定資産の償却方法については、平成19年度税制改正により導入された新たな定額法及び定率法に変更しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

項目	翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

追加情報

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)
(賞与引当金) 当該事業年度において給与規定を改定し、4月から7月、8月から11月及び12月から3月までの支給対象期間を6月から11月及び12月から5月までに変更致しました。 この変更に伴い、従来を支給期間によった場合と比較し、賞与引当金が8,000千円増加しておりますが、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(損益計算書関係)

翌事業年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりであります。	
配布業務委託料	552,330千円
貸倒引当金繰入額	6,263千円
貸倒損失	1,569千円
役員報酬	84,420千円
給与手当	407,753千円
雑給	86,381千円
賞与	36,092千円
賞与引当金繰入額	13,212千円
退職給付費用	10,819千円
地代家賃	45,906千円
賃借料	29,755千円
減価償却費	5,980千円
販売費と一般管理費のおおよその割合は以下のとおりであります。	
販売費	77.3%
一般管理費	22.7%

(株主資本等変動計算書関係)

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,792株	8株	—	7,800株

(注) 当事業年度増加の概要

新株予約権の行使による新株の発行 8株

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当事業年度末 残高(千円)
		前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	
ストックオプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	—

(キャッシュ・フロー計算書関係)

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成19年 8 月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	472,024
現金及び現金同等物	472,024

(リース取引関係)

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)						
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引						
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額						
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)			
工具器具備品	16,660	10,288	6,371			
ソフトウェア	39,253	27,191	12,061			
合計	55,913	37,480	18,432			
2. 未経過リース料期末残高相当額						
1 年内	12,098千円					
1 年超	7,260千円					
合計	19,359千円					
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額						
支払リース料	13,393千円					
減価償却費相当額	12,355千円					
支払利息相当額	935千円					
4. 減価償却費相当額の算定方法						
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。						
5. 利息相当額の算定方法						
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。						

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	翌事業年度 (平成19年8月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	(1) 株式	39	39	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	39	39	—
合計		39	39	—

(注) 取得原価は減損処理後の金額です。

当該事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について73千円減損処理を行っております。
減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行っております。

2. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

翌事業年度(自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	翌事業年度 (平成19年8月31日)
退職給付債務(千円)	44,629
退職給付引当金(千円)	44,629

なお、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	翌事業年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)
勤務費用(千円)	13,688
退職給付費用(千円)	13,688

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

翌事業年度 (平成19年8月31日)
簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション等関係)

翌事業年度(自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)

(1) スtockオプションの内容

	第1回	第2回	第3回
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 1名 当社の従業員 50名	当社の取締役 2名 当社の従業員 53名	当社の取締役 2名 当社の従業員 52名
ストックオプション数(株式数換算)	普通株式 560株	普通株式 418株	普通株式 365株
付与日	平成16年2月26日	平成17年7月19日	平成18年8月3日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。	同左	同左
対象勤務期間	規定はありません。	同左	同左
権利行使期間	平成17年8月23日から 平成22年8月22日まで	平成19年7月9日から 平成23年7月8日まで	平成20年8月4日から 平成25年8月3日まで

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

当該事業年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtockオプションの数

	第1回	第2回	第3回
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	358	364
付与	—	—	—
失効	—	40	15
権利確定	—	318	—
未確定残	—	—	349
権利確定後 (株)			
前事業年度末	68	—	—
権利確定	—	318	—
権利行使	8	—	—
失効	—	—	—
未行使残	60	318	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回
権利行使価格 (円)	12,500	65,000	150,000
行使時平均株価 (円)	(注) 150,000	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

(注) 第1回の行使時平均株価は、当社が未公開企業であるため、収益還元方式による自社株式の評価額を記載しております。

(3) ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) 損益計算書への影響額

ストックオプション制度による株式報酬費用 — 千円

(税効果会計関係)

翌事業年度 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産 (流動)	
賞与引当金繰入額否認	6,289千円
未払事業税否認	4,677千円
未払法定福利費否認	618千円
繰延税金資産合計 (流動)	11,585千円
繰延税金資産 (固定)	
退職給付引当金否認	18,030千円
貸倒引当金繰入額否認	1,357千円
繰延税金資産合計 (固定)	19,387千円
繰延税金資産純額	30,972千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.4%
住民税均等割額	0.6%
留保金課税	3.3%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%

(持分法損益等)

翌事業年度(自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

翌事業年度(自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

翌事業年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)	
1株当たり純資産額	49,105.57円
1株当たり当期純利益金額	13,348.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中の平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	翌事業年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	383,023
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	383,023
期末の普通株式の数(株)	7,800

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	翌事業年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)
当期純利益(千円)	104,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)
普通株式に係る当期純利益(千円)	104,039
期中平均株式数(株)	7,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 682個)

(重要な後発事象)

翌事業年度(自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)

該当事項はありません。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
平成19年9月

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式127,075千円（見込額）の募集及び株式115,000千円（見込額）の売出しについては、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年9月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社
地域新聞社

千葉県八千代市高津678番地2

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

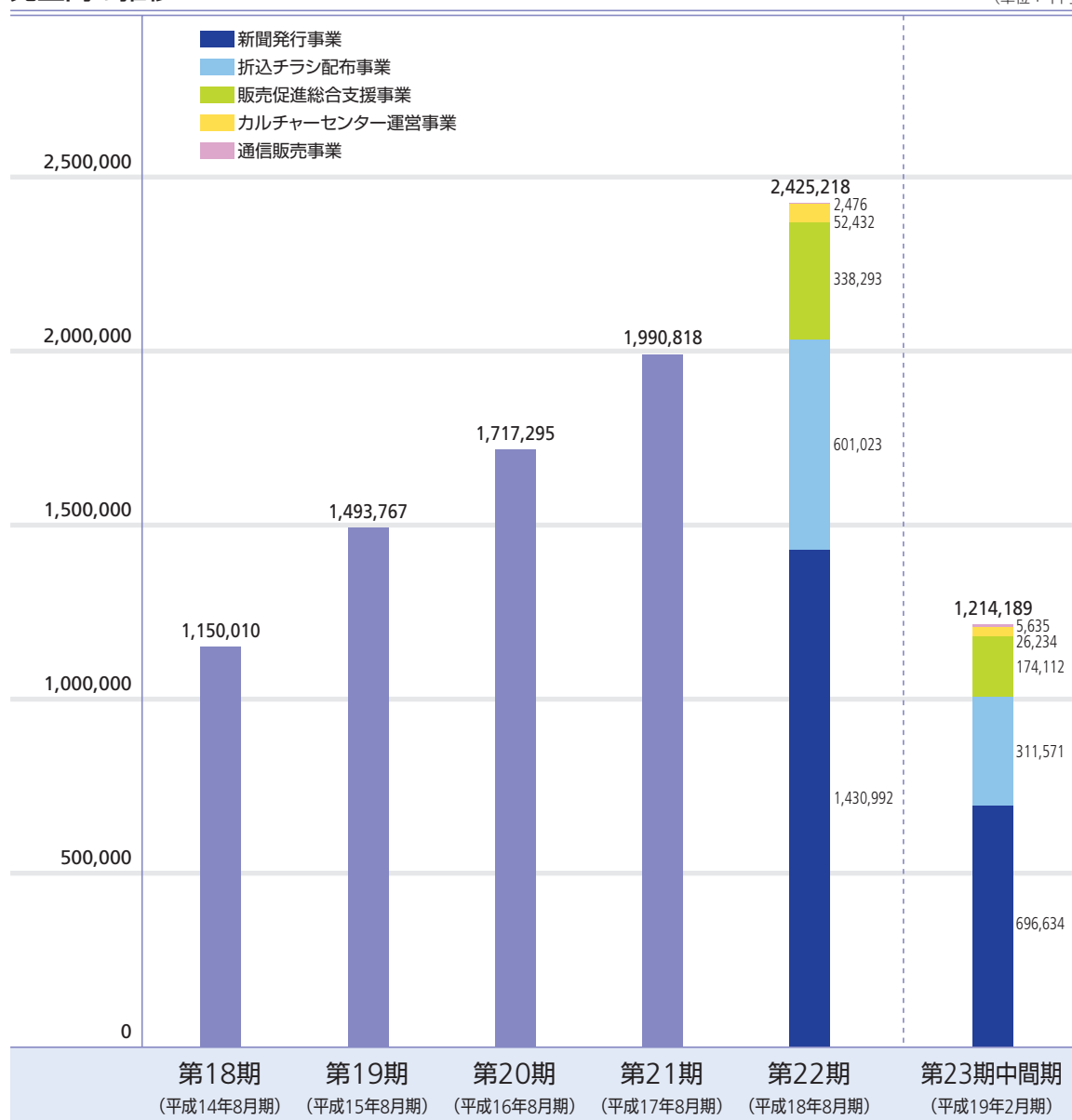
1 事業の概況

株式会社
地域新聞社

当社の事業は、広告関連事業（新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業（カルチャーセンター運営事業及び通信販売事業）により構成されております。

売上高の推移

（単位：千円）



（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

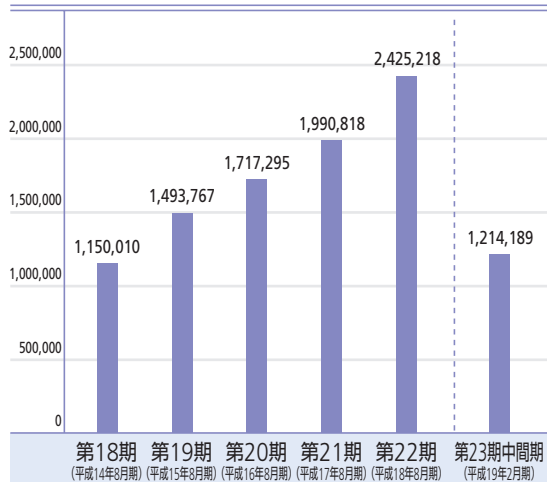
回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期中間期
決算年月	平成14年8月	平成15年8月	平成16年8月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年2月
売上高	1,150,010	1,493,767	1,717,295	1,990,818	2,425,218	1,214,189
経常利益	10,479	2,570	50,459	84,115	128,690	62,803
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)	△85,048	1,170	23,537	89,153	67,930	32,214
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	23,000	70,000	128,500	128,500	130,950	130,950
発行済株式総数(株)	460	1,400	7,400	7,400	7,792	7,792
純資産額	△71,808	△23,638	116,899	206,053	278,870	311,098
総資産額	216,808	329,896	458,701	565,353	730,728	693,663
1株当たり純資産額(円)	△156,105.71	△16,884.73	15,797.18	27,845.00	35,789.28	39,925.36
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△184,887.74	1,685.82	3,662.76	12,047.83	8,938.27	4,134.31
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	△33.1	△7.2	25.5	36.4	38.2	44.8
自己資本利益率(%)	—	—	—	55.2	28.0	10.9
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	111,886	116,681	△37,124
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△5,280	△13,568	△3,736
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△36,672	△9,263	—
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高	—	—	—	325,658	419,508	378,647
従業員数(人)	49	48	60	78	98	89
(外、平均臨時雇用者数)	(26)	(56)	(64)	(67)	(72)	(70)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、第18期及び第19期に関しては潜在株式が存在しないため、また第20期、第21期、第22期及び第23期中間期に関しては新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第18期及び第19期の自己資本利益率については、自己資本がマイナスのため記載しておりません。また、第20期については自己資本がプラスであります、期首自己資本がマイナスのため加重平均自己資本が算出できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第21期及び第22期の財務諸表及び第23期中間期の中間財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あす監査法人の監査及び中間監査を受けておりますが、第18期、第19期及び第20期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
7. 第19期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期(中間)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
8. 当社は、平成16年1月23日付で株式1株につき4株の分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(1の部)の作成上の留意点について」(平成18年5月8日付大証上場第91号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第18期、第19期及び第20期の当該数値についてはあす監査法人の監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期中間期
決算年月	平成14年8月	平成15年8月	平成16年8月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年2月
1株当たり純資産額(円)	△39,026.43	△4,221.18	15,797.18	27,845.00	35,789.28	39,925.36
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△46,221.94	421.46	3,662.76	12,047.83	8,938.27	4,134.31
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—

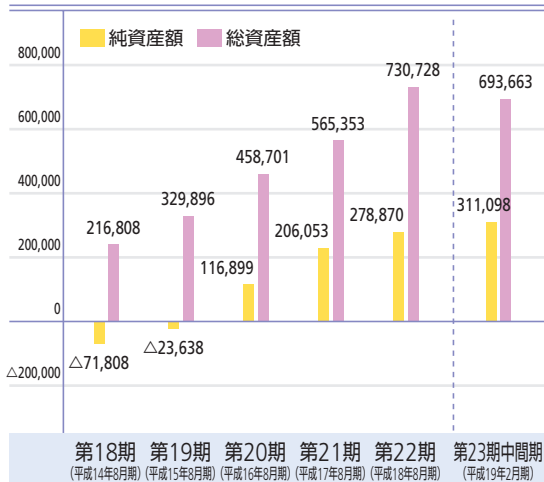
売上高

(単位：千円)



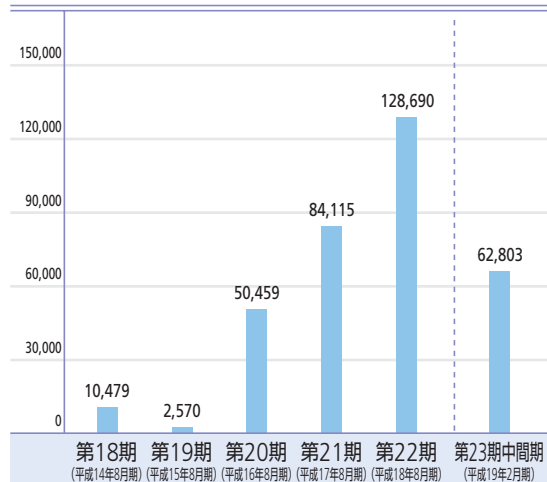
純資産額／総資産額

(単位：千円)



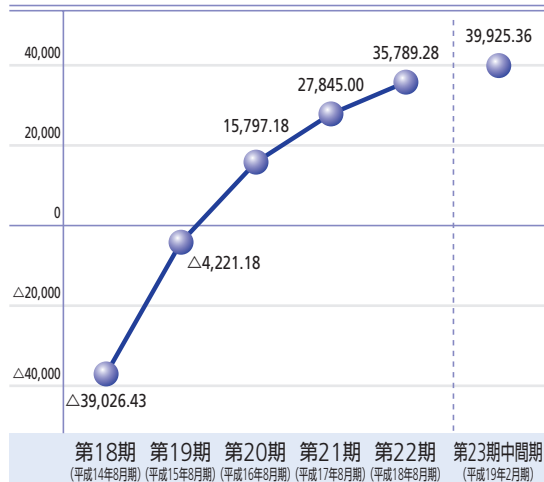
経常利益

(単位：千円)



1株当たり純資産額

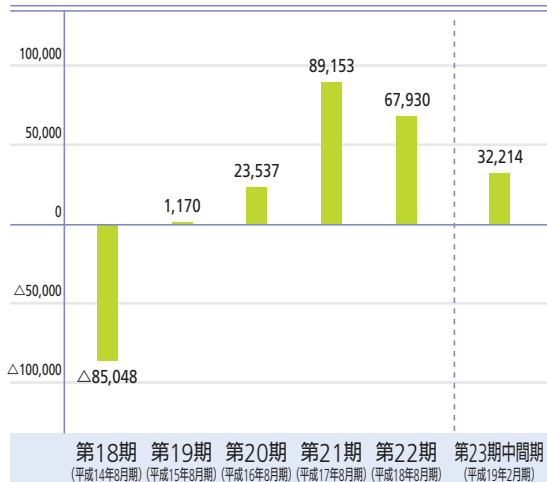
(単位：円)



(注) 当社は、平成16年1月23日付で株式1株につき4株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、適及修正を行った場合の数値を表記しております。

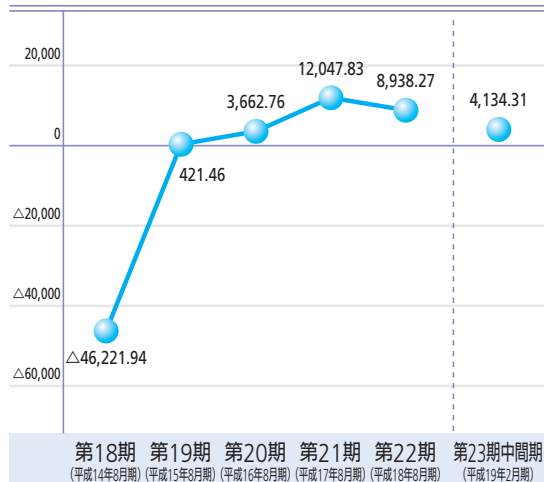
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期(中間)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成16年1月23日付で株式1株につき4株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、適及修正を行った場合の数値を表記しております。

3 事業の内容

当社の事業は、広告関連事業（新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業（カルチャーセンター運営事業及び通信販売事業）により構成されております。

新聞発行事業

「地域新聞」は購読料のかからない地域情報紙（以下、フリーペーパーという。）であり、当社は「地域新聞」紙上に発行エリア（版、注1）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ当該広告を当社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、千葉県内の5ヶ所の事業所（本社、成田支社、船橋支社、千葉支社、東葛支社）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社は行政区画と広告主の商圈を考慮し、「地域新聞」の1発行エリア（版）あたりの標準世帯数を3万世帯前後としており、当該前提にしたがって当社の事業エリアである千葉県内を（主に千葉県北西部地域を中心として）45版に細分し、1発行あたり1,528,631部（平成19年8月31日現在、注2）の「地域新聞」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。

なお、新聞の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、新聞の配布方法は、原則として戸別配布員（ポストメイト、注3）によって構成される当社独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

（注）1. 「地域新聞」の発行に係る最小単位であります。

2. 「地域新聞」平成19年8月31日発行号に係る発行実績であります。

3. 「地域新聞」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。

「地域新聞」紙面



ポストメイトによる戸別配布

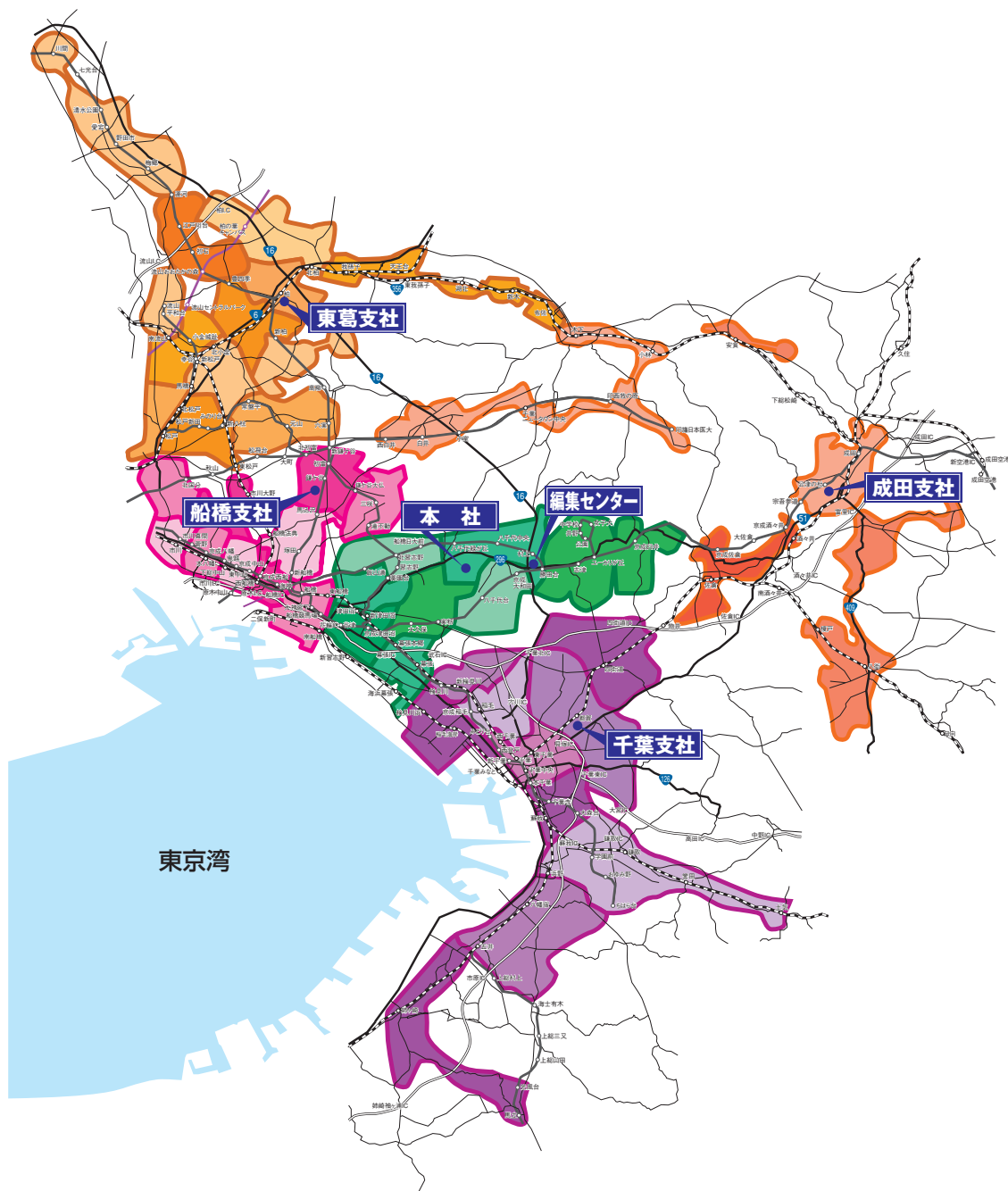


折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社が発行する「地域新聞」または一般紙等にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシは予め顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社は折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「〇〇町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

■ 「地域新聞」 配布エリア



■「地域新聞」1発行あたりの各版毎の発行部数（平成19年8月31日現在）

本社

船橋東版 43,075部

習志野台、西習志野、芝山、新高根、高根台、松が丘、坪井町

津田沼版 36,670部

前原、中野木、駿河台、田喜野井、飯山満、溝台、薬円台

習志野版 37,805部

藤崎、本大久保、花咲、屋敷、大久保、泉町、三山、新栄、実松、東習志野1〜7丁目、習志野、鷺沼台

習志野西版 34,214部

谷津、津田沼、鷺沼、袖ヶ浦、秋津、香澄

幕張版 27,310部

幕張西、幕張本郷、幕張町、幕張ベータタウン

東葉版 52,402部

大和田新田、高津団地、高津、豊田、ゆりのき、米本団地、村上団地、勝田台、上高野、みはる野

八千代台版 43,002部

八千代台東・西・南・北、花見川団地、東習志野8丁目、柏井、大和田、作新、長作、こてはし台、千種町

佐倉西版 39,160部

西志津、上座、ユーカリが丘、宮野台、上志津、井野、中志津、稲荷台、八幡台、王子台、生台、染井野、新臼井田、江原台

成田支社

千葉NT版 33,042部

いじは野、小林、木下、原、西の原、原山、高花、内野、木刈、小倉台、桜台、復興、南山、郷込、池の上、けやき台、大松、清水口、七次台、大山口、蒲野、小室

成田版 40,313部

吾妻、加良部、横賀台、玉造、中台、郷部、土屋、美郷台、田護台、飯田町、大塚、公津の杜、並木町、宗西、上町、幸町、日吉台、安食台、安食、竜角寺台、平賀学園台

富里・八街版 21,023部

八街、富里、文道、七栄、三里塚

佐倉東版 24,067部

宮前、京成佐倉周辺、鏡木町、表町、白銀、大崎台、六崎、藤治台、石川、城、山王、中央台、東酒々井、中川、柏木、本佐倉

東葛支社

柏北版 32,854部

松ヶ崎、十余二、根戸、松葉町、花野井、大室、若柴、宿連寺、布施、布施新町、高田、柏の葉、みどり台、伊勢原、西原、西柏台、青田

柏西版 34,324部

南柏、富里、新富町、豊上、豊四季、中新宿、今谷上町、豊住、東中新宿、光が丘、東山、常盤台、永楽台、新柏、名戸ヶ谷、向小金、松ヶ丘、前ヶ崎、名都郡、野々下、長崎

柏中央版 37,469部

柏、中央町、あけぼの、末広町、旭町、明原、向原町、豊四季台、かやの町、西町、篠籠田、泉町、中央、千代田、富里、若葉町、緑ヶ丘、東上町、桜台、大塚、東柏町、弥生町、八幡町、開場町、あかね町、龜甲台町、ひばりが丘、戸張

柏南版 31,204部

東中新宿、つくしが丘、光が丘、加賀、中原、増尾台、逆井、増尾、藤心、西山、酒井根、青葉台、大井、大津ヶ丘、塚崎、緑台

我孫子版 36,771部

久寺家、つくし野、我孫子、船戸、白山、湖北台、並木、若松、栄、泉、天王台、柴崎台、青山台、布佐、布佐平和台、新木、新木野

新松戸版 32,659部

平賀、大金平、大谷口、横須賀、新松戸北、新松戸、新松戸南、西馬橋

松戸北版 36,617部

小金原、中和倉、根木内、ハヶ崎、ニツホ、馬橋、小金

松戸版 20,730部

西馬橋、栄町、古ヶ崎、根本、松戸、小山

松戸南版 39,819部

日暮、河原塚、和名ヶ谷、仲井町、胡蝶台、松戸新田、南花島、桜台、北松戸、松戸、上本郷

松戸東版 49,477部

金ヶ作、五香、常盤平、牧の原、松飛台、六実、六高台、しいの木台、高柳、くぬぎ山、西佐津間

流山版 18,543部

三輪野山、加、平和台、流山、宮園、大字鶴ヶ崎、西平井、南流山

流山北版 21,144部

駒木、初石、若葉台、江戸川台、富士見台、美原、ここの台、深井

野田版 33,692部

瀬戸、宮崎、山崎、花井、桜台、中根、花輪、野田、中野台、柳沢、五木新町、尾崎、日の出、七光台、春日町

千葉支社

美浜版 46,047部

幸町、稲毛海岸、高洲、高浜、真砂、磯辺

千葉北版 28,275部

宮野木町、さつきが丘、宮野木台、西小中台、畑町、朝日ヶ丘町、花園、瑞穂の杜、浪花町、南花園、横見川町

稲毛版 40,973部

園生町、草野、あやめ台、柏台、小中台町、小仲台、天台、荻台、千草台、穴川、轟町、稲毛、稲毛東

四街道版 32,975部

みそら、旭ヶ丘、つくし座、さちが丘、鹿渡、和良比、美しが丘、めいわ、池花、千代田、若松台、栗山、大日緑ヶ丘、大日桜ヶ丘、下志津新田、四街道、六方町、小深町、長沼原町、山王町

千葉東版 42,963部

愛生町、みつわ台、都賀の台、原町、都賀、貝塚町、若松町、桜木町、加音利町、小倉台、千城台、御成台、鷹の台、大宮台、多田町、中田町、高根町

千葉中央版 42,426部

松波、弁天、春日、登戸、新千葉、新田町、新宿、作草部、東千葉、椿森、本町、鶴沢町、祐光、道場、高品、貝塚町、神明、港、長洲、亥鼻、黒砂、院内、要町、都町

蘇我版 30,868部

葛城、矢作町、星久喜町、寒川、稲荷町、末広、千葉寺町、宮崎町、南町、今井、蘇我、白旗、仁戸名、松ヶ丘、大森台、大蔵寺町

千葉南版 50,417部

川戸、塩田、浜野、村田町、生実町、鎌取町、有吉町、椎名崎町、おゆみ野、誉田町、潮又、ちはら台、あすみが丘、越智町、土気町、大椎町

市原北版 42,292部

八幡、白金、君塚、五井、平田、若宮、菊園、大蔵、辰巳台、門前、郡本、藤井、山田橋、国分寺台、西広、惣社、根田

市原西版 23,421部

五井西、松ヶ島、青柳、今津朝山、姉崎、椎津、青葉台、泉台、椎の木台、桜台、有秋台、光風台、馬立、上高根

船橋支社

市川北版 21,235部

下貝塚、国府台、柿の木町周辺、矢切、栗山、三矢小台、国分、稲越町、堀之内

鎌ヶ谷版 32,905部

中央、初富、中沢、富岡、右京塚、道野辺、鎌ヶ谷、丸山、富士

船橋北版 30,443部

高根町、金杉、緑台、三咲、大穴、高野台、八木が谷、みやぎ台、就が丘、二和

市川南版 29,270部

市川、真間、新田、大洲、須和田

八幡版 30,230部

南八幡、平田、大和田、菅野、東大和田、稲荷木、八幡

八幡北版 24,310部

曾谷、宮久保、北方町、南大野、大野町、奉免町

中山版 24,465部

高石神、鬼高、中山、若宮、本北方、北方、東中山、本中山、鬼越

船橋中央版 37,440部

夏見、北本町、馬込町、藤原、上山町、旭町、前貝塚町、行田、丸山、山手

船橋西版 25,210部

海神、印内、古作、西船、葛飾、山野町、二子町、本郷町

船橋南版 35,080部

海神、本町、栄町、湊町、市場、宮本、東船橋、浜町、若松団地

販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、前述の新聞発行事業や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等。）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。



カルチャーセンター運営事業

カルチャーセンター運営事業とは、教養、趣味、娯楽としてのダンス等を顧客に教授し、入会金及び受講料を収受する事業であります。

通信販売事業

「地域新聞」の紙面を活用し、「地域新聞」の主読者層である30代から50代の女性（注1）をターゲットに「健康食品（注2）」の通信販売を行う事業であります。

- （注） 1. 当社が、平成18年11月～平成19年1月に実施した「地域新聞社読者アンケート」により得られたデータに係る集計結果であります。
2. 法令上、「健康食品」そのもの及びその区分は明確に定義されておりませんが、一般的には、栄養成分を補給し、または特別の保健の用に資するものとして販売の用に供される食品（食品として通常用いられる素材から成り、かつ通常の形態及び方法によって摂取されるものを除く。）、またはバランスのとれた食生活が困難な場合における二次的または補完的な食品を指すものと考えられております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式	5
2. 売出しの条件	6
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	8
第1 企業の概況	8
1. 主要な経営指標等の推移	8
2. 沿革	10
3. 事業の内容	12
4. 関係会社の状況	14
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 生産、受注及び販売の状況	17
3. 対処すべき課題	18
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	25
7. 財政状態及び経営成績の分析	26
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況	40
第5 経理の状況	43
財務諸表等	44
(1) 財務諸表	44
(2) 主な資産及び負債の内容	80
(3) その他	83
第6 提出会社の株式事務の概要	99

第7 提出会社の参考情報	100
1. 提出会社の親会社等の情報	100
2. その他の参考情報	100
第四部 株式公開情報	101
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	101
第2 第三者割当等の概況	102
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	102
2. 取得者の概況	103
3. 取得者の株式等の移動状況	106
第3 株主の状況	107
[監査報告書]	111

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月26日
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近間 之文
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市高津678番地2
【電話番号】	047-480-3255
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼業務本部長 春木 清隆
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市高津678番地2
【電話番号】	047-480-3255
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼業務本部長 春木 清隆
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	入札による募集 ー円
	入札によらない募集 ー円
	ブックビルディング方式による募集 127,075,000円
	入札による売出し ー円
	入札によらない売出し ー円
	ブックビルディング方式による売出し 115,000,000円
	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額でありま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）
普通株式	1,300（注）2.

（注） 1. 平成19年9月26日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成19年10月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2【募集の方法】

平成19年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年10月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,300	127,075,000	68,770,000
計（総発行株式）	1,300	127,075,000	68,770,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年9月26日開催の取締役会決議に基づき、平成19年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（115,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は149,500,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	1	自 平成19年10月23日(火) 至 平成19年10月26日(金)	未定 (注) 4.	平成19年10月30日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成19年10月10日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年10月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成19年10月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成19年10月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年9月26日開催の取締役会において、平成19年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成19年10月31日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成19年10月12日から平成19年10月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 船橋支店	千葉県船橋市本町一丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年10月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
岩井証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目8番16号		
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	—	1,300	—

(注) 1. 平成19年10月10日(水)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年10月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、46株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
137,540,000	18,000,000	119,540,000

- （注） 1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（115,000円）を基礎として算出した見込額であります。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額119,540千円については、運転資金（人材採用費用）に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成19年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「本売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入 札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入 札によらない売出 し	—	—	—
普通株式	ブックビルディン グ方式	1,000	115,000,000	千葉県八千代市高津472番地3 近間 之文 500株 千葉県八千代市勝田台七丁目23番7 廣谷 章 150株 東京都千代田区丸の内一丁目8-2 ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有 限責任組合 130株 東京都千代田区丸の内一丁目8-2 ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業有 限責任組合 120株 千葉県千葉市稲毛区長沼原町780-8 関 房子 100株
計(総売出株式)	—	1,000	115,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、本売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（115,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

2【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成19年 10月23日(火) 至 平成19年 10月26日(金)	1	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋兜町7 番12号 SMB Cフレンド証券株式 会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、本売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成19年10月19日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株券受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

大阪証券取引所ヘラクレスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、SMB Cフレンド証券株式会社を主幹事証券会社（以下「主幹事会社」という。）として、大阪証券取引所ヘラクレスへの上場を予定しております。

第二部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成14年 8 月	平成15年 8 月	平成16年 8 月	平成17年 8 月	平成18年 8 月
売上高 (千円)	1, 150, 010	1, 493, 767	1, 717, 295	1, 990, 818	2, 425, 218
経常利益 (千円)	10, 479	2, 570	50, 459	84, 115	128, 690
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△ 85, 048	1, 170	23, 537	89, 153	67, 930
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	23, 000	70, 000	128, 500	128, 500	130, 950
発行済株式総数 (株)	460	1, 400	7, 400	7, 400	7, 792
純資産額 (千円)	△ 71, 808	△ 23, 638	116, 899	206, 053	278, 870
総資産額 (千円)	216, 808	329, 896	458, 701	565, 353	730, 728
1 株当たり純資産額 (円)	△156, 105. 71	△ 16, 884. 73	15, 797. 18	27, 845. 00	35, 789. 28
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△184, 887. 74	1, 685. 82	3, 662. 76	12, 047. 83	8, 938. 27
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△ 33. 1	△ 7. 2	25. 5	36. 4	38. 2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	55. 2	28. 0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	111, 886	116, 681
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△ 5, 280	△ 13, 568
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△ 36, 672	△ 9, 263
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	325, 658	419, 508
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	49 (26)	48 (56)	60 (64)	78 (67)	98 (72)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第18期及び第19期に関しては潜在株式が存在しないため、また第20期、第21期及び第22期に関しては新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第18期及び第19期の自己資本利益率については、自己資本がマイナスのため記載しておりません。また、第20期については自己資本がプラスであります、期首自己資本がマイナスのため加重平均自己資本が算出できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第21期及び第22期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第18期、第19期及び第20期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
7. 第19期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
8. 当社は、平成16年1月23日付で株式1株につき4株の分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（平成18年5月8日付大証上場第91号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第18期、第19期及び第20期の当該数値についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成14年8月	平成15年8月	平成16年8月	平成17年8月	平成18年8月
1株当たり純資産額 (円)	△39,026.43	△4,221.18	15,797.18	27,845.00	35,789.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△) (円)	△46,221.94	421.46	3,662.76	12,047.83	8,938.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	—	—	—	—	—

2【沿革】

年月	事項
昭和59年8月	有限会社八千代地域新聞社（出資金2,000千円）を設立
昭和59年9月	「地域新聞」八千代台版を創刊
昭和62年5月	組織変更し、株式会社八千代地域新聞社（資本金2,000千円）を設立
昭和63年1月	本社を千葉県八千代市高津488番地2に移転
昭和63年7月	商号を株式会社地域新聞社に変更
平成6年8月	本社を千葉県八千代市八千代台北10丁目23番36号に移転
平成9年8月	本社を千葉県八千代市高津678番地2に移転
平成10年6月	本社より習志野版、船橋東版、津田沼版、佐倉東版を創刊
平成10年8月	千葉県成田市に成田支社を設置
平成10年9月	成田支社より成田版を創刊し、佐倉東版を成田支社に移管
平成11年9月	成田支社より千葉NT（ニュータウン）版を創刊
平成11年11月	本社より習志野西版を創刊
平成11年12月	千葉県船橋市に船橋支社を設置
平成12年2月	船橋支社より船橋北版、鎌ヶ谷版、船橋南版、船橋中央版を創刊
平成12年4月	千葉市若葉区に千葉支社を設置 千葉支社より美浜版、千葉北版を創刊
平成12年6月	千葉支社より千葉東版、四街道版を創刊
平成13年2月	千葉支社より千葉中央版を創刊
平成13年4月	千葉支社より千葉南版を創刊
平成13年6月	千葉支社より市原北版、市原西版を創刊
平成14年8月	船橋支社より八幡版、市川北版、市川南版を創刊 千葉市緑区に千葉南支社を設置 千葉南版、千葉中央版、市原北版、市原西版を千葉南支社に移管
平成14年9月	千葉県船橋市に東葛支社を設置 東葛支社より松戸東版を創刊
平成14年10月	東葛支社より松戸南版、松戸北版を創刊
平成15年1月	千葉県松戸市に東葛支社を移転
平成15年5月	成田支社より富里・八街版を創刊
平成15年7月	東葛支社より新松戸版を創刊
平成15年8月	東葛支社より松戸版を創刊
平成16年3月	千葉支社と千葉南支社を統合し、千葉支社（千葉市若葉区）とする 千葉南版、千葉中央版、市原北版、市原西版を千葉支社に移管
平成17年2月	千葉県柏市に柏支社を設置
平成17年3月	柏支社より柏中央版、柏南版、柏北版、柏西版、我孫子版を創刊
平成17年9月	発行エリア（版）の再編（注1）を行い、36版から43版とする
平成18年8月	東葛支社と柏支社を統合し、東葛支社（千葉県柏市）とする 柏中央版、柏南版、柏北版、柏西版、我孫子版を東葛支社に移管
平成18年10月	編集センターを千葉県八千代市に設置
平成19年6月	東葛支社より野田版、流山北版を創刊

（注） 1. 行政区画と広告主の商圏を考慮した上で、既存発行エリア（版）36版の内の11版を18版（7版増加）に再編いたしました。なお、発行エリア（版）の再編についての詳細は、以下のとおりであります。

習志野西版と津田沼版の発行エリア（版）再編を行い、本社より習志野西版、津田沼版の再編及び幕張版を創刊。船橋中央版と船橋南版の発行エリア（版）再編を行い、船橋支社より船橋中央版、船橋南版の再編及び船橋西版を創刊。八幡版と市川南版の発行エリア（版）再編を行い、船橋支社より八幡版、市川南版の再編及び中山版、八幡北版を創刊。

千葉北版と美浜版の発行エリア（版）再編を行い、千葉支社より千葉北版、美浜版の再編及び稲

毛版を創刊。

千葉中央版と千葉南版の発行エリア（版）再編を行い、千葉支社より千葉中央版、千葉南版の再編及び蘇我版を創刊。

新松戸版の発行エリア（版）再編を行い、東葛支社より新松戸版の再編及び流山版を創刊（流山市へ約1万世帯エリア拡大）。

3【事業の内容】

当社の事業は、広告関連事業（新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業（カルチャーセンター運営事業及び通信販売事業）により構成されております。それぞれの事業の内容は次のとおりであり、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

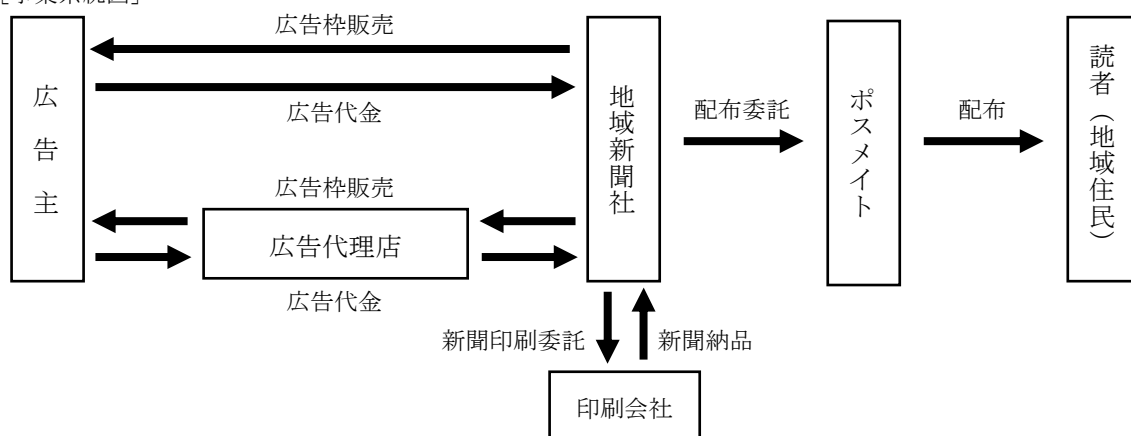
(1) 新聞発行事業

「地域新聞」は購読料のかからない地域情報紙（以下、フリーペーパーという。）であり、当社は「地域新聞」紙上に発行エリア（版、注1）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ当該広告を当社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、千葉県内の5ヶ所の事業所（本社、成田支社、船橋支社、千葉支社、東葛支社）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社は行政区画と広告主の商圈を考慮し、「地域新聞」の1発行エリア（版）あたりの標準世帯数を3万世帯前後としており、当該前提にしたがって当社の事業エリアである千葉県内を（主に千葉県北西部地域を中心として）45版に細分し、1発行あたり1,528,631部（平成19年8月31日現在、注2）の「地域新聞」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。

なお、新聞の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、新聞の配布方法は、原則として戸別配布員（ポストメイト、注3）によって構成される当社独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

[事業系統図]

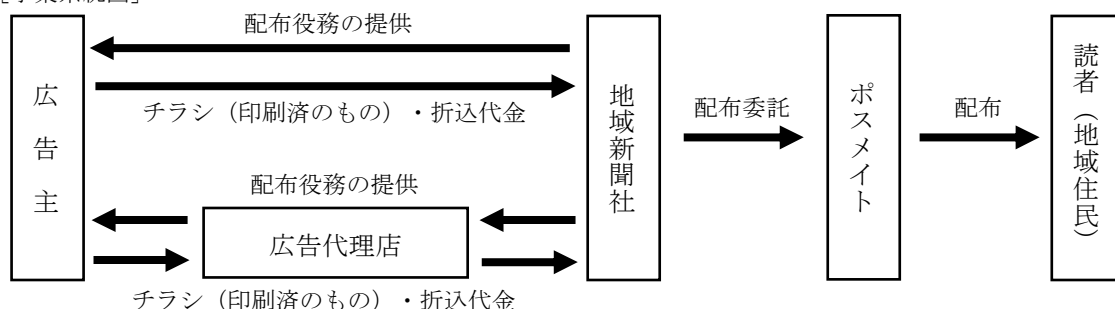


(2) 折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社が発行する「地域新聞」または一般紙等にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシは予め顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社は折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「〇〇町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

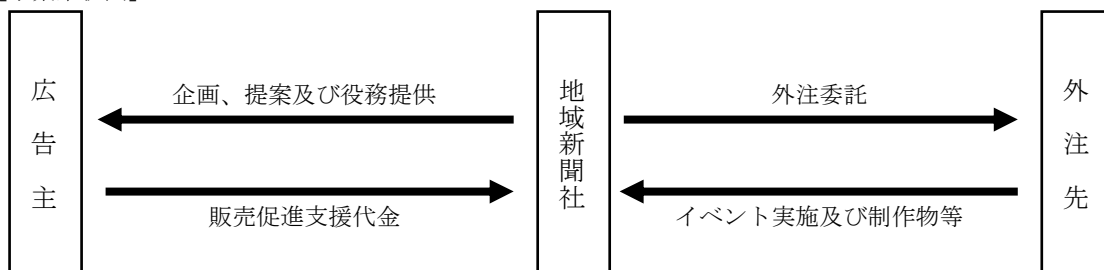
[事業系統図]



(3) 販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、前述の新聞発行业務や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等。）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。

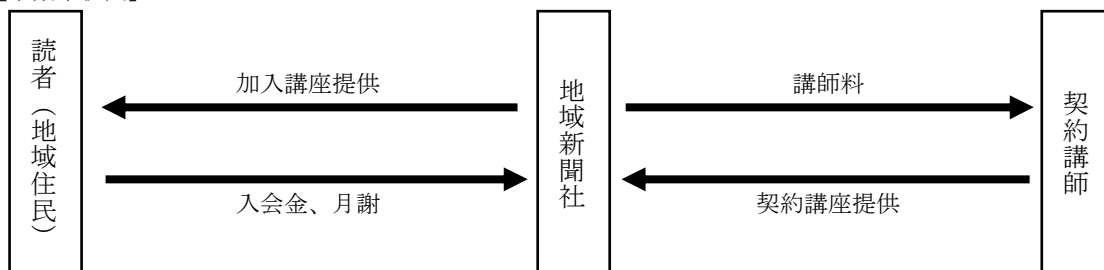
[事業系統図]



(4) カルチャーセンター運営事業

カルチャーセンター運営事業とは、教養、趣味、娯楽としてのダンス等を顧客に教授し、入会金及び受講料を収受する事業であります。

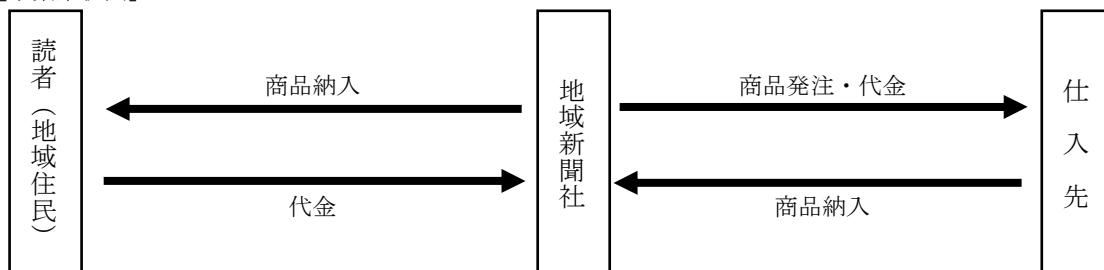
[事業系統図]



(5) 通信販売事業

「地域新聞」の紙面を活用し、「地域新聞」の主読者層である30代から50代の女性（注4）をターゲットに「健康食品（注5）」の通信販売を行う事業であります。

[事業系統図]



- (注) 1. 「地域新聞」の発行に係る最小単位であります。
2. 「地域新聞」平成19年8月31日発行号に係る発行実績であります。
3. 「地域新聞」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。
4. 当社が、平成18年11月～平成19年1月に実施した「地域新聞社読者アンケート」により得られたデータに係る集計結果であります。
5. 法令上、「健康食品」そのもの及びその区分は明確に定義されておりませんが、一般的には、栄養成分を補給し、または特別の保健の用に資するものとして販売の用に供される食品（食品として通常用いられる素材から成り、かつ通常の形態及び方法によって摂取されるものを除く。）、またはバランスのとれた食生活が困難な場合における二次的または補完的な食品を指すものと考えられております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
109（73）	29.4	3.0	4,367,488

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の年間平均雇用人員（8時間換算）を記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．年間平均給与の算定の前提となる従業員数には、出来高制適用の1名を含んでおりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や金利政策の動向等に係る影響が懸念されたものの、高水準で推移する企業収益に伴う設備投資の増加や個人消費の持ち直し、雇用情勢の改善等を背景に、全体としては回復基調で推移いたしました。

また、当社の属する広告業界においては広告手法の多様化が進み、企業間競争がますます激化しております。

このような状況の下、当事業年度における売上高は2,425,218千円（前年同期比21.8%増）、経常利益は128,690千円（同53.0%増）、当期純利益は67,930千円（同23.8%減）となりました。

①新聞発行事業

新聞発行事業においては、「地域新聞」の発行エリア（版）を再編し、全43版の発行体制を確立いたしました。これは、当該フリーペーパーの発行エリア（版）を主たる商圈とする比較的小規模な事業者等に対して当該広告枠を利用しやすい価格帯で提供するため、1版あたりの配布世帯数を平均3万世帯前後に細分した結果、発行エリア（版）数が7版増加したものであります。また、当該発行エリア（版）の再編に併せて、既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓を進めました。

このような営業活動の結果、新聞発行事業売上高は1,430,992千円（前年同期比5.2%増）となりました。

②折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業においては、前述の発行エリア（版）の再編、並びに既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓により顧客数が増加いたしました。また、全国規模で販売促進活動を展開している通信販売会社、保険会社等の比較的大口の顧客の受注が増加いたしました。

このような営業活動の結果、折込チラシ配布事業売上高は601,023千円（前年同期比21.9%増）となりました。

③販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業においては、大手通信会社等の比較的大口の顧客に対する積極的な営業活動が奏効し、受注が増加いたしました。

このような営業活動の結果、販売促進総合支援事業売上高は338,293千円（前年同期比309.9%増）となりました。

翌中間会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高止まりや米国景気の減速等の不安定要素はあったものの、輸出や設備投資が増加したことにより企業収益も改善傾向となりました。また、雇用環境も改善傾向にあり、個人消費が更なる持ち直しの兆しをみせる等、全体としては緩やかながらも拡大基調で推移いたしました。

当社の属する広告業界においては、インターネットを活用した広告が伸びているものの市場全体の成長率は鈍化しており、企業間競争もますます激化しております。

このような状況の下、当中間会計期間における売上高は1,214,189千円、経常利益は62,803千円、中間純利益は32,214千円となりました。

①新聞発行事業

新聞発行事業においては、既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓、並びに新設した広告代理店向け専任営業部門（代理店営業部）による広告代理店の開拓に注力いたしました。

このような営業活動の結果、新聞発行事業売上高は696,634千円となりました。

②折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業においては、新聞発行业と同様に既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓、並びに広告代理店開拓に注力いたしました。

このような営業活動の結果、折込チラシ配布事業売上高は311,571千円となりました。

③販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業においては、新設したナショナルクライアント（注）向け専任営業部門（ＳＰ営業部）による新規顧客の開拓、並びに既存顧客の多様なニーズへの対応に注力いたしました。

このような営業活動の結果、販売促進総合支援事業売上高は174,112千円となりました。

（注）ナショナルクライアントとは、全国的に認知されたブランド（ナショナルブランド）を有し、広告や販売促進等のマーケティング活動を全国規模で積極的に展開する広告依頼主を指す広告業界用語であります。

（2）キャッシュ・フロー

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税引前当期純利益が125,096千円（前年同期比50.9%増）と増加したこと等により、前事業年度末に比べ93,850千円増加し、当事業年度末には419,508千円となりました。

また、当事業年度中における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、116,681千円（前年同期比4,795千円増）となりました。

これは、主に税引前当期純利益（125,096千円）が伸びたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、13,568千円（前年同期比8,288千円増）となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出（10,441千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、9,263千円（前年同期比27,409千円減）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出（14,163千円）とストックオプションの行使による株式の発行による収入（4,900千円）があったことによるものであります。

翌中間会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、378,647千円となりました。

また、当中間会計期間中における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果使用した資金は、37,124千円となりました。

これは、主に税引前中間純利益（62,803千円）があったものの、買掛金及び未払金の減少（68,484千円）並びに法人税等の支払（51,921千円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は、3,736千円となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出（1,956千円）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動による資金の増減は、ありませんでした。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度及び翌中間会計期間の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)	前年同期比 (%)	翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)
新聞発行业業 (千円)	585,567	100.9	271,874
販売促進総合支援事業 (千円)	172,180	405.9	87,770
カルチャーセンター運営事業 (千円)	49,229	99.6	24,346
通信販売事業 (千円)	1,578	—	3,410
合計 (千円)	808,556	120.3	387,403

(注) 1. 金額は、売上原価によっております。

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度及び翌中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)	前年同期比 (%)	翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)
新聞発行业業 (千円)	1,430,992	105.2	696,634
折込チラシ配布事業 (千円)	601,023	121.9	311,571
販売促進総合支援事業 (千円)	338,293	409.9	174,112
カルチャーセンター運営事業 (千円)	52,432	95.1	26,234
通信販売事業 (千円)	2,476	—	5,635
合計 (千円)	2,425,218	121.8	1,214,189

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)		翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
㈱NTT東日本ー千葉	261,491	10.8	135,261	11.1

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、当社が発行するフリーペーパーである「地域新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ当該広告を当社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する「新聞発行业」を始め、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、主に千葉県北西部地域を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

当社は今後も引続き前述の広告関連事業を主たる事業とし、千葉県外の地域における事業展開をも視野に入れ、更なる業容の拡大を図るにあたり、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 有能な人材の採用と育成について

当社の事業の拡大には有能な人材の確保が不可欠であるため、当社にとって有能な人材の継続的な採用は最も重要な課題の1つであります。そこで、当社は平成13年度から定期新卒採用活動を全国的に展開し、また中途採用についても通年で計画的に取り組んでおります。当社はこれらの継続的な活動を通じて採用活動のノウハウを蓄積してまいりましたが、今後は採用する人材の量に加え、質を更に高めるよう努力してまいります。

また、更なる事業エリアの拡大とその展開速度を上げるためには採用した人材は無論のこと、既存の従業員の弛まぬ育成が必要であることから、当社は従業員研修プログラムを定期的に見直す等して人材育成のノウハウの更なる蓄積及び充実に努め、今後も人材の育成に継続的に取り組んでまいります。

(2) ナショナルクライアントの新規開拓について

当社の事業のうち、広告関連の事業である新聞発行业、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る主要な顧客は、千葉県内における比較的狭小な地域を商圏とする中小企業であります。

今後、当社が千葉県外の地域に事業エリアを展開するに際しても、当該事業エリアにおける地場の中小企業を主要顧客層として開拓していく方針に変わりはありませんが、日本全国を商圏としているナショナルクライアントを開拓し、新しい事業エリアに進出する度に当該ナショナルクライアントから当該地域における広告関連受注を獲得していくことは今後の当社の成長に欠かすことのできない戦略であると考えられることから、当社は平成18年度に代理店営業部（注1）及びS P営業部（注2）を新設し、ナショナルクライアントの開拓に努めてまいりました。

当社は、今後も有能な人材の重点的な配属により代理店営業部やS P営業部の機能強化を行い、ナショナルクライアントの更なる新規開拓に積極的に取り組んでまいります。

(3) 千葉県外における効率的な知名度の向上について

当社は、昭和59年9月に「地域新聞」八千代台版を創刊し、以来23年間にわたり千葉県下において「地域新聞」を発行し続けてまいりました。その結果、平成19年8月31日現在において当社は主に千葉県北西部地域を中心として45の「地域新聞」発行エリア（版）を擁し、平成19年8月31日号の総発行部数は1,528,631部に達する等、「地域新聞」は千葉県における代表的なフリーペーパーに成長いたしました。

しかしながら、本書提出日（平成19年9月26日）現在、千葉県外の地域において「地域新聞」の発行実績はなく、千葉県外の地域における「地域新聞」の知名度は高くありません。そこで、今後、当社が千葉県外の地域に事業エリアを展開するに際して当該地域における「地域新聞」の知名度を短期的に向上させ、効率的に業容の拡大を図るため、有能な人材の集中投下、より親しまれる紙面作り及びナショナルクライアントとの取引の拡大等に努めてまいります。

（注）1. 代理店営業部は、広告代理店に対する営業活動を通じて、広告主の販売促進活動を支援することを主要な業務としております。なお、当該部署は平成18年9月度に設置いたしました。

2. S P営業部の「S P」とはセールスプロモーション（Sales Promotion）の略であり、S P営業部は新聞発行业や折込チラシ配布事業の領域に属さない広告関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等。）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援することを主要な業務としております。なお、当該部署は平成18年11月度に設置いたしました。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性に係る事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、本株式に係る投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は本株式に対する投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

なお、文中における将来に係る事項は、本書提出日（平成19年9月26日）時点において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

①広告関連市場の動向の影響について

当社が展開する5つの事業セグメントのうち、広告関連事業である新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業の3事業の合計売上高が当社の総売上高に占める割合は、平成18年8月期において97.7%、平成19年2月中間期において97.4%をそれぞれ占めております。

なお、現在のところ、広告関連市場の動向に影響を与える景況の変化は継続中であると考えられ、かつ当社は当該変化がこれまでの当社の業績の拡大に寄与してきたものと評価しておりますが、今後も当該変化が継続し、当社の事業、業績または財政状態にプラスの影響を与え続ける保証はありません。

また、景況の悪化に伴う広告需要の減少によりもたらされる当社の事業、業績または財政状態への悪影響を軽減すべく、当社は特定の業種及び企業規模に偏らない顧客開拓や、広告関連市場と関連性が薄い新規事業（通信販売事業）の育成を推進しておりますが、当社のこれらの対応が不十分である場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

②競合について

A. 新聞発行事業に係る競合について

フリーペーパーは、近年、比較的狭小な地域に密着したきめ細かい広告宣伝が手軽な費用で可能な広告媒体として評価されつつあり、フリーペーパー市場の規模は拡大傾向にあるといえます。この傾向を受けて、本書提出日（平成19年9月26日）現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても競合紙（誌）は増加傾向にあり、当該競合紙（誌）間において激しい競争が行われております。また、今後、編集や配布のノウハウを有する新聞社及び出版社等や、豊富な事業資金を有する異業種の事業者がフリーペーパー市場に参入してくる可能性もあります。

当社は独自のフリーペーパー編集方針、発行エリア（版）設定方針及びフリーペーパー配布方針を堅持することにより、フリーペーパー市場における当社の競争優位性を確保していく所存であります。しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて競合紙（誌）がそれらと同様の方針を採用した場合には、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

B. 折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る競合について

折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業についても、現在、それぞれが属する市場の規模は拡大傾向にありますが、両事業とも競合者は少なくなく、本書提出日（平成19年9月26日）現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても激しい競争が行われております。

当社は、企画力や提案力を背景としたサービス品質の一層の向上、きめ細かな営業活動の展開等を通じてそれらの市場における競争優位性を確保していく所存であります。しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③「地域新聞」の発行遅延、不発行等について

当社が発行するフリーペーパーである「地域新聞」は、広告掲載の申込から紙面制作及び印刷を経て、当該新聞の配布を完了するまでに1週間を要しております。このうち、ほぼ内製化された紙面制作までの過程においては業務管理システムのバックアップ（注1）、制作環境（注2）の統一等、考えられる範囲において紙面制作上起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じておりますが、紙面制作完了までの期間において当社や制作に係る一部外注先のシステムサーバ（バックアップ分を含む。）に回復困難なトラブルが発生し、または当社や制作に係る一部外注先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ速やかな復旧が困難である場合には、結果として「地域新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延または未配布という事態が惹起される可能性があります。

また、当社は「地域新聞」の印刷や配布を外注先にそれぞれ完全委託しており、これらの委託先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ速やかな復旧が困難である場合には、「地域新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延または未配布という事態が惹起される可能性があります。

このように、「地域新聞」の制作から配布完了までの期間において前述の如き事態が発生すれば、当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれ、その結果として広告収入の減少等を招来する恐れがあり、そのような場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注） 1. 業務管理システムのバックアップの主な内容については、「（3）⑦業務管理システムについて」の記載内容をご参照ください。

2. 紙面の制作環境とは、当社の編集部において「地域新聞」に掲載する広告や報道記事を制作及び編集するための一連のハードウェア及びソフトウェア、並びにその有機的なつながりを指しております。また、制作環境の統一とは、編集部内において各人の制作環境を統一することをいいます。

④印刷用紙の調達価格の変動について

「地域新聞」の原材料である印刷用紙は市場における流通量が多く、かつ取扱業者数も多いため、供給量及び価格は比較的安定しております。また、当該印刷用紙は当社の新聞印刷の依頼先である印刷業者が仕入れており、当該業者は印刷用紙の調達先（メーカー）との間で常に価格交渉を行い、市況等の変動に起因する仕入価格の高騰リスクの回避に努めております。

しかしながら、製紙原料価格の予想外の変動等により印刷用紙の調達価格が今後高騰した場合には、紙媒体の発行を主たる事業とする当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤通信販売事業において販売する商品の安全性について

当社は、「地域新聞」の紙面を利用して健康食品を販売しております。そこで、当社は、当該商品の仕入先選定時においては信用調査機関の調査結果の活用、選定時及び選定後は工場または事業所等の視察による生産管理体制の定期的な検証、並びに食品成分分析機関等による原材料に係る成分分析結果の定期的な提示請求等を実施することにより、細心の注意をもって当社が仕入れる商品の安全性を常に確認できるように努めております。

しかしながら、このような対策をもってしても当社が仕入れる商品の製造過程において当社が予測し得ない法令違反状態等が生じ、当社が仕入れる商品の安全性が毀損され、当該事実起因して当社の顧客に何らかの損害が発生した場合には当社の信用が失われ、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

①広告関連事業に係る法的規制等について

当社の広告関連事業（新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）には事業そのものに係る業法規制こそないものの、様々な法的規制が設けられております。

これらを直接規制する主な関連法令としては、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景表法という。）、不正競争防止法、知的財産権法、著作権法、商標法、公職選挙法等が挙げられ、また薬事法、宅

地建物取引業法、特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法という。）等のように、顧客の業種等に係る規制法令が間接的に当社の広告関連事業を規制する例も少なくありません。更に、「地域新聞」や配布するチラシ等に掲載する広告の方法や内容等については、広告主、当社ともに前述の法令以外に各業界団体の自主規制が存在する場合があります。

当社は、新聞発行事業において報道記事を制作及び掲載する際には、当社が制定した取材及び編集業務用マニュアルの規定に従って記事の執筆、紙面の編集及び制作を行い、事実を正確に、偏ることなく読者に伝えるよう努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害し、または公職選挙法等の法令に抵触する内容の記事とならないよう、細心の注意を払っております。また、新聞発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業において広告を制作し、当該広告を「地域新聞」紙面やチラシに掲載するに際しては、当社が制定した広告掲載基準や校閲校正業務用マニュアルの規定に従って広告の制作及び校閲、校正を実施することにより、前述の法令や自主規制に係る違反や第三者の知的財産権の侵害に係る未然防止に努めております。

しかしながら、「地域新聞」紙面に万一事実と異なる内容や、読者に混乱や誤解を与える表現を含む記事や広告が掲載された場合、または第三者の知的財産権を侵害したり、前述の法令や自主規制に抵触する内容の記事や広告が掲載された場合には当社は社会的信用を失い、訴訟を提起され、または何らかの行政処分等を受ける等の事態が惹起される可能性があり、その場合には当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれることによる広告収入の減少等、並びに当該訴訟等の動向または結果が、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令や自主規制の強化、改正、または解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

②その他の事業に係る法的規制等について

当社は、「地域新聞」の紙面を利用して健康食品の通信販売を行っておりますが、新聞紙面を通じた健康食品の通信販売を行う場合、当該通信販売事業者は主に薬事法（健康食品に係る広告規制）、特定商取引法（通信販売広告の表示義務等）、消費者契約法（消費者保護規定）、景表法（通信販売における品質、規格、価格等に係る不正表示規制）等に事業を規制されます。また、教養、趣味、娯楽としてのダンス等を顧客に教授し、入会金及び受講料を収受するカルチャーセンター運営事業については事業を規制する法令等は特に見あたらないものの、当該事業の展開にあたっては、事業者として個人情報保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）等の一般法令の規制の適用を受けております。

当社は、新聞紙面を通じた健康食品の通信販売事業者として当該事業を規制する諸法令に係る最新の規定を常時確認し、かつ厳格に遵守しつつ事業を遂行しておりますが、「地域新聞」紙面に掲載した健康食品販売関連の広告にこれらの諸法令に抵触する恐れのある内容が万一含まれていた場合には、当社の社会的信用が失われ、通信販売事業に係る顧客はもとより他の事業に係る顧客までが離れ、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令の強化、改正、または解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の経営について

①特定の顧客に対する依存について

平成18年8月期における（株）NTT東日本一千葉に対する売上高（261,491千円）の総売上高（2,425,218千円）に占める割合は10.8%、平成19年2月中間期における当該顧客への売上高（135,261千円）の総売上高（1,214,189千円）に占める割合は11.1%と何れも10%を超え、かつ当該顧客への売上依存度は上昇しております。

当社は、当該顧客に対する売上依存度を相対的に低下させるべく新たな大口顧客の開拓や他の既存顧客との取引規模の拡大等に努めておりますが、今後も当面の間、（株）NTT東日本一千葉に対する売上依存度が高い状態は継続するものと思われ、前述の施策により当該顧客に対する売上依存度が十分に軽減されないうちに当該顧客との取引が何らかの事由をもって縮小され、または消滅した場合には、当該事態が当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

②「地域新聞」の発行エリア（版）の展開及び撤退の方針について

当社は、一定の発行エリア（版）ごとに「地域新聞」を発行しており、平成19年8月31日現在において6つの営業単位（本社の2つの営業部及び4支社）の下に45の発行エリア（版）が存在しております。

なお、発行エリア（版）を新設し、継続的に「地域新聞」を発行し続けるために、当社はその紙面発行費用（営業、制作及び編集等に係る人件費、紙面の印刷や配布に係る費用等。）を負担しなければならず、また発行エリア（版）を新設する際に新たな営業拠点となる支社等をも新設した場合には、前述の紙面発行費用に加えて当該支社等の開設費用をも負担する必要がありますが、発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「地域新聞」創刊以降、これらの費用以上の広告収入を獲得するまでの期間においては、当該発行エリア（版）単独での黒字化は困難であります。

したがって、当社は発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「地域新聞」の創刊にあたり、広告収入のより効率的な獲得を目指して地域密着型のきめ細かい営業活動を行う等の施策を実施して、当該発行エリア（版）単独の黒字化をでき得る限り早期に実現するように努めております。

しかしながら、当該発行エリア（版）進出後に何らかの事由で住民の流出が進み、当社の顧客がその商圏に魅力を感じなくなる等、当該発行エリア（版）の地域特性の変化等に起因して広告受注が拡大しない場合、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続し、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続した場合、当社は当該発行エリア（版）における新聞発行事業から撤退する可能性があります。当社の設立以来、本書提出日（平成19年9月26日）までの期間において、当社が新規発行エリア（版）における新聞発行事業から撤退した実績はありませんが、今後、当該事態が惹起された場合には、当該発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「地域新聞」創刊に係る費用、また場合によっては新たな営業拠点として開設した支社等の開設費用の回収が大幅に遅延し、または回収できず、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③広告媒体の多様化への対応について

当社が発行する「地域新聞」は、読者の生活に密着した地域の情報を伝え、広告主にとっては細分化された比較的狭小な発行エリア（版）の中から広告掲載エリアを任意に選択して機動的な広告戦略を採ることができるというメリットを有していることから、当社は今後も紙媒体であるフリーペーパーの発行を継続していく方針であります。

一方、近年においては電子広告等の新たな広告媒体の発展が著しく、今後は当社の新聞発行事業対象地域の拡大に合わせ、紙媒体である「地域新聞」とは別に、インターネット等の電子媒体を通じた事業対応を実施する必要があるものと認識しておりますが、当社が当該対応のタイミングを逸した場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後インターネット等の電子媒体の急速な発展が紙媒体の価値を相対的に低下させ、「地域新聞」の読者及び広告主が結果として減少した場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

④人材の獲得及び育成について

当社の従業員数は平成19年8月31日現在において109名（臨時従業員73名を除く。）であり、内訳は営業部門（本社第1営業部、第2営業部及び4つの支社、並びに代理店営業部及びS P営業部）に81名、編集部門（編集部）に16名、並びに管理部門（経理部、総務部、情報企画部及び内部監査室）に12名となっております。また、従業員の平均勤続年数は、平成19年8月31日現在において3.0年と短いものの、これは事業成長に伴い新規採用及び中途採用をもって従業員の確保を積極的に図っている結果であり、現時点において人員は充足しているものと考えております。

当社は、当社の事業成長を継続するために、今後も着実に人材を確保及び育成していく予定ですが、人材の確保及び育成が質量両面において事業の成長スピードに追いつかない場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤知的財産権について

当社が保有する知的財産権は、登録済み商標権3件（注1）、出願中の商標権5件（注2）、並びに当社が制作した報道記事及び広告の内容に係る多数の著作権であり、当社が保有している、または取得を出願中である特許権及び実用新案権はありません。また、現在のところ、当社の事業分野において他者に先駆けて特許申請を行わなければならない技術等も存在いたしません。

なお、登録済の商標権の1つである「地域新聞」については、その商標登録が完了しているか否かに拘らずこれが無断で使用され、広告主や読者の当社に対する信用が損なわれるような内容の記事や広告が掲載された場合、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- （注） 1. 「ハッピージョブ／Happy Job」（登録第4644705号）、「地域通販」（登録第5009735号）、並びに「地域新聞」（登録第5065614号）の3件であります。
2. 「地域新聞社」（商願2006-104433号）、「地域新聞社」社章（商願2007-092650号）、「地域新聞」題字（商願2007-092651号）、並びに「地域新聞」キャラクター（商願2007-092652号、092653号、092654号）の5件であります。

⑥個人情報等の管理について

当社は、広告掲載等に係る営業活動を通じて、また報道記事の取材活動を通じて、顧客情報を始めとする様々な個人情報を入手する機会があります。そこで、当社は、個人情報保護法の規定の趣旨に鑑みて、情報管理の観点から、個人情報の厳正な管理及び漏洩防止手続を定めた個人情報保護関連規程を制定し、加えて当社の全ての役員、従業員及び臨時従業員との間においては機密保持に係る誓約書を個別に締結する等、個人情報の保護、並びに個人情報漏洩の未然防止に努めております。

更に、当社は、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理するとともに、インターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、このような対策をもってしても個人情報を含むそれらの重要情報に係る社外漏洩を防止できず、当該情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社が損害賠償請求の対象となる可能性があります。また、当社の情報管理体制に係る良くない風評が発生し、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦業務管理システムについて

当社は業務管理システムを保有しており、当該システム内に、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報及び取引先等に係る法人基本情報等を蓄積しております。また、当社は、事業の推進に欠かせない各種の管理業務を当該システムによって行っており、当社の業務効率は当該システムに大きく依存しております。

そこで、当社は、不測の事態（アクセスの急増等による一時的な負荷増大に伴うシステムダウン、異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等に伴う停電、故障等。）によりこれらの業務管理システムが稼働しているそれぞれのサーバが停止し、またはサーバ上に蓄積されたデータが失われることにより当社の業務の遂行に支障を来さないよう、一定のセキュリティレベルを実現し、かつ無停電電源装置を備えたサーバ専用室にアプリケーションサーバとデータベースサーバを2台ずつ格納して並行運用するとともに、データの日次バックアップ、バックアップデータの分散型格納を実施する等、考えられる範囲において起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

しかしながら、そのような当社の施策が不十分である場合、または当社の現在の対応ではかかる影響を十分に軽減できない場合には、当社の事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧配当政策について

当社は、設立以来、配当を実施した実績はありません。これは、事業資金の流出を回避して内部留保の充実を図ることにより安定した財務体質を築き、強固な経営基盤を確立することが重要な経営課題であると認識し、創業以来、それを実行してきたためであります。

なお、当社は今後も企業体質の強化及び積極的な事業展開に備えた資金の確保を優先する方針でありま

すが、株主に対する適切な利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、更なる業容拡大の実現に向けた資金配分の必要性を都度勘案しつつ、株主に対する利益還元に努める所存であります。

しかしながら、事業環境の変化等により当社の業績または財政状態が大きく変動し、その結果によっては有効な配当政策を実施できない恐れがあります。

⑨ストックオプションについて

当社は、ストックオプション制度を導入しており、従業員及び役員に対するインセンティブプランの一環として、旧商法第280条の20及び第280条の21の規定に基づき、平成15年8月22日付で第1回新株予約権を、平成17年7月8日付で第2回新株予約権を、また会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき平成18年8月3日付で第3回新株予約権を、それぞれ発行しております。なお、それぞれのストックオプションの詳細については、第二部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕1.〔株式等の状況〕(2)〔新株予約権等の状況〕をご参照ください。

平成19年8月31日現在における当社の発行済株式総数は7,800株であります。全ての権利が一斉に行使されて合計727株が発行されると、当社株式の価値は8.5%希薄化される可能性があります。

また、当社は今後も優秀な人材の獲得及び確保を主たる目的として、ストックオプション等のインセンティブプランを積極的に活用していく予定であり、今後は更なる株式価値の希薄化を生じる可能性があります。

(4) その他について

①関連当事者との取引について

前事業年度及び当事業年度における、当社と関連当事者との主な取引は、以下のとおりであります。

前事業年度（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び主要株主	近間之文	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 62.1	—	—	当社金融機関借入に対する被保証 (注) 1	14,163	—	—
								リース債務に対する被保証 (注) 2	46,420	—	—
役員の近親者(注) 3	近間久子	—	—	—	(被所有) 直接 3.3	—	—	当社金融機関借入に対する被保証 (注) 1	853	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関借入に対して代表取締役社長近間之文及び近間久子より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社はリース債務に対して代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、この他に当社の不動産賃借取引について、代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。

3. 近間久子は、当社代表取締役社長近間之文の配偶者であります。

4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び 主要株主	近間之文	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 53.8	—	—	リース債務に対する被保証 (注) 1	29,927	—	—

(注) 1. 当社はリース債務に対して代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、この他に当社の不動産賃借取引について、代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、当該リース債務及び当該不動産賃借取引の債務保証は平成18年11月22日をもって解消しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

②資金使途について

当社は、株式公開時の公募増資に伴う調達資金を、運転資金（人材採用費用）に充当する予定であります。

当社のターゲットマーケットに係る現在の動向及び将来の市場ニーズを考慮すると、当社は現時点においてこれらが適切な施策であると考えておりますが、これらの投資を実施しても、当該投資に見合う効果を得られる保証はありません。また、事業環境の変化等によっては、投資に見合う業績を達成できない可能性があります。

③ベンチャーキャピタル等による株式保有について

平成19年8月31日現在における当社の発行済株式総数は7,800株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合、またはベンチャーキャピタルに準じる団体（以下、VC等という。）が保有する株式数は2,210株、保有比率は28.3%となっております。

本来、VC等の未公開株式に係る保有目的は、当該株式の公開時において当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株式公開後、当社の株主であるVC等が保有する当社株式の全部または一部を売却することが想定され、これにより当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価は低迷する可能性があります。また、当社の株主であるVC等の一部は、当社株式の売出しを予定しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成19年9月26日）現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、第5[経理の状況][財務諸表等](1)[財務諸表]の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

①流動資産

前事業年度末の513,122千円から159,524千円増加し、672,646千円となりました。主な要因は、売上高の増加に伴う現金及び預金の増加93,850千円と、売掛金の増加65,873千円であります。

②固定資産

前事業年度末の52,231千円から5,850千円増加し、58,082千円となりました。主な要因は事務所内装工事、業務用パソコン購入等による増加5,432千円であります。

③流動負債

前事業年度末の329,969千円から87,912千円増加し、417,882千円となりました。主な要因は、買掛金・未払金の増加50,511千円、未払法人税等及び未払消費税等の増加41,722千円と、1年内返済予定長期借入金の減少14,163千円であります。

④固定負債

前事業年度末の29,331千円から4,644千円増加し、33,976千円となりました。主な要因は、退職給付引当金の増加5,356千円であります。

⑤純資産

前事業年度末の206,053千円から72,817千円増加し、278,870千円となりました。主な増加は、利益剰余金の増加67,930千円であります。

翌中間会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

①流動資産

前事業年度末の672,646千円から39,832千円減少し、632,813千円となりました。主な要因は、買掛金及び未払金の支払い増加に伴う現金及び預金の減少40,861千円であります。

②固定資産

前事業年度末の58,082千円から2,767千円増加し、60,849千円となりました。主な要因は編集センターの事務所開設による敷金・保証金の増加1,875千円であります。

③流動負債

前事業年度末の417,882千円から75,909千円減少し、341,972千円となりました。主な要因は、買掛金・未払金の減少68,484千円であります。

④固定負債

前事業年度末の33,976千円から6,615千円増加し、40,592千円となりました。主な要因は、退職給付引当金の増加6,615千円であります。

⑤純資産

前事業年度末の278,870千円から32,228千円増加し、311,098千円となりました。主な増加は、利益剰余金の増加32,214千円であります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

①売上高

売上高は、前事業年度の1,990,818千円から434,399千円増加し、2,425,218千円となりました。これは主として、比較的大口の顧客に対する積極的な営業活動による販売促進総合支援事業売上高の増加と、既存顧客の深耕等による折込チラシ配布事業売上高の増加によるものであります。

②売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上高の増加に伴い前事業年度の672,100千円から136,455千円増加し、808,556千円となりました。

また、販売費及び一般管理費は、前事業年度の1,233,456千円から253,885千円増加し、1,487,341千円となりました。これは主として、事業拡大に伴う人件費の増加、並びに折込チラシの配布件数の増加に伴う配布業務委託料の増加によるものであります。

③営業利益

上記の理由により、営業利益は前事業年度の85,262千円から44,058千円増加し、129,321千円となりました。

④営業外収益、営業外費用

営業外収益は、前事業年度の576千円から280千円減少し、296千円となりました。

営業外費用は、前事業年度の1,723千円から796千円減少し、926千円となりました。

⑤経常利益

上記の理由により、経常利益は前事業年度の84,115千円から44,575千円増加し、128,690千円となりました。

⑥特別利益、特別損失

特別利益は、3,081千円となりました。これは、共済契約の解約に伴うものであります。

特別損失は、6,675千円となりました。これは過年度人件費の精算金を計上したことによるものであります。

⑦当期純利益

当期純利益は、前事業年度89,153千円から21,223千円減少し、67,930千円となりました。

翌中間会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

①売上高

売上高は、1,214,189千円となりました。これは主として、既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓、並びに
広告代理店の開拓に注力した結果によるものであります。

②売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、387,403千円となりました。

また、販売費及び一般管理費は、人件費等が増加し、764,508千円となりました。

③営業利益

営業利益は、62,278千円となりました。

④営業外収益、営業外費用

営業外収益は、585千円となりました。

営業外費用は、60千円となりました。

⑤経常利益

経常利益は、62,803千円となりました。

⑥特別利益、特別損失

特別利益及び特別損失は発生しておりません。

⑦中間純利益

中間純利益は、32,214千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 〔事業の状況〕 1. 〔業績等の概要〕 (2) 〔キャッシュ・フロー〕」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

当社では、事業規模拡大のため、新聞発行事業等において総額10,441千円の設備投資を実施いたしました。

設備投資の主な内容は、当社本社レイアウト変更による事務所内装工事2,359千円、その他事務機器等の購入6,037千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

翌中間会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）

当社では、事業規模拡大のため、新聞発行事業において総額1,956千円の設備投資を実施いたしました。

設備投資の主な内容は、編集センター設置による事務所内装工事800千円、電話設備1,156千円であります。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年2月28日現在

事業所名 (所在地)	事業別の 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び装 置及び車両 運搬具	工具器具 備品	合計	
本社 (千葉県八千代市)	新聞発行 事業等	統括業務設備・営業 設備・制作設備	7,735	1,713	4,231	13,679	34 (16)
成田支社 (千葉県成田市)	新聞発行 事業等	営業設備・制作設備	1,040	51	139	1,231	7 (13)
船橋支社 (千葉県船橋市)	新聞発行 事業等	営業設備	669	140	108	918	7 (6)
千葉支社 (千葉市若葉区)	新聞発行 事業等	営業設備・制作設備	419	—	277	697	13 (15)
東葛支社 (千葉県柏市)	新聞発行 事業等	営業設備	1,798	—	464	2,263	14 (8)
編集センター (千葉県八千代市)	新聞発行 事業等	制作設備	266	—	686	952	14 (12)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の年間平均雇用人員（8時間換算）を記載しております。

3. 上記のほか、賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	賃貸借期間（年）	年間賃借料（千円）
本社	建物	15	21,563
成田支社	建物	7	12,120
船橋支社	建物	3	4,834
千葉支社	建物	2	4,200
東葛支社	建物	3	2,857
編集センター	建物	2	3,507

4. 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
工具器具備品 (所有権移転外ファイナンス・リース)	5	4,849	8,859
ソフトウェア (所有権移転外ファイナンス・リース)	5	8,544	16,784

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、予算作成時に年度計画の中で設備投資計画を策定し、決定しております。

なお、平成19年8月31日現在における重要な設備の新設、改修計画及び設備の除却は、次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000
計	20,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	7,800	非上場
計	7,800	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年8月22日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	17	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,500	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月23日 至 平成22年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,500 資本組入額 6,250	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が行使価額を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

2. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の計算により、行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等による権利を喪失した数を控除しております。

4. 平成15年12月19日開催の取締役会決議により、平成16年1月23日付で1株を4株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成17年7月8日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	358	318
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	358	318
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月9日 至 平成23年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が行使価額を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

2. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の計算により、行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等による権利を喪失した数を控除しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

③ 平成18年8月3日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	364	349
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	364	349
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月4日 至 平成25年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が行使価額を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行による増加株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

2. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の計算により、行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等による権利を喪失した数を控除しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成15年1月21日 (注) 1	160	620	8,000	31,000	—	—
平成15年2月20日 (注) 2	180	800	9,000	40,000	—	—
平成15年8月7日 (注) 3	600	1,400	30,000	70,000	—	—
平成16年1月23日 (注) 4	4,200	5,600	—	70,000	—	—
平成16年3月17日 (注) 5	1,800	7,400	58,500	128,500	58,500	58,500
平成18年2月28日 (注) 6	392	7,792	2,450	130,950	2,450	60,950
平成19年5月31日 (注) 6	8	7,800	50	131,000	50	61,000

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 近間之文 160株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

2. 有償第三者割当

主な割当先 近間之文 180株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

3. 有償第三者割当

主な割当先 近間之文 600株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

4. 株式分割 (1 : 4) によるものであります。

5. 有償第三者割当

主な割当先 ジャフコ・ジー九 (エー) 号投資事業有限責任組合、ジャフコ・ジー九 (ビー) 号投資
事業有限責任組合 1,800株
発行価格 65,000円
資本組入額 32,500円

6. 第1回新株予約権の権利行使

発行価格 12,500円
資本組入額 6,250円

(5) 【所有者別状況】

平成19年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	42	45	－
所有株式数 (株)	－	－	－	2,210	－	－	5,590	7,800	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	28.33	－	－	71.67	100	－

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,800	7,800	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,800	—	—
総株主の議決権	—	7,800	—

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①平成15年 8 月22日臨時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年 8 月22日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成15年 8 月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 名及び当社従業員50名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成17年 7 月 8 日臨時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年 7 月 8 日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年 7 月 8 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 名及び当社従業員53名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成18年8月3日臨時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年8月3日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年8月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名及び当社従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、安定した財務体質を確立して経営基盤を強化するために内部留保を充実しつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、毎事業年度における配当の回数については、定時株主総会にて1回もしくは中間配当を含めた2回を基本方針としております。

配当の決定機関は、株主総会ですが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨、定款で定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		近間 之文	昭和28年12月11日生	昭和51年4月 ㈱健康の企画社入社 昭和59年8月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 2	4,189
取締役副社長	業務本部長	春木 清隆	昭和33年5月31日生	昭和56年4月 ㈱京樽入社 平成10年10月 当社入社 平成10年12月 当社営業部長就任 平成11年9月 当社経営企画部長就任 平成13年11月 当社取締役就任 平成16年7月 当社取締役副社長就任 (現任) 平成18年2月 当社業務本部長 (現任)	(注) 2	136
取締役	営業本部長 兼船橋支社 長	稲葉 栄一	昭和37年12月22日生	昭和58年4月 ㈱京樽入社 平成10年2月 当社入社 平成10年8月 当社成田支社長就任 平成12年5月 当社千葉支社長就任 平成14年7月 当社本社営業部長就任 平成16年7月 当社取締役就任 (現任) 平成18年4月 当社営業本部長兼船橋支社長 (現任)	(注) 2	60
常勤監査役 (注) 1		高取 正己	昭和18年4月6日生	平成11年7月 長瀬産業㈱取締役就任 平成14年4月 ㈱東洋ビューティサプライ 専務取締役就任 平成17年11月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 3	4
監査役 (注) 1		永野 周志	昭和23年3月19日生	昭和47年4月 福岡県弁護士会登録 平成14年7月 東京弁護士会移籍 平成16年3月 ナノロア㈱監査役 (現任) 平成16年6月 日本電子計算㈱監査役 (現任) 平成18年7月 ㈱クオリケーション監査役 (現任) 平成18年8月 当社監査役就任 (現任)	(注) 3	—
計						4,389

- (注) 1. 常勤監査役高取正己及び監査役永野周志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成19年6月15日開催の臨時株主総会の終結の時から平成20年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
3. 平成19年6月15日開催の臨時株主総会の終結の時から平成22年8月期の定時株主総会の終結の時まで。

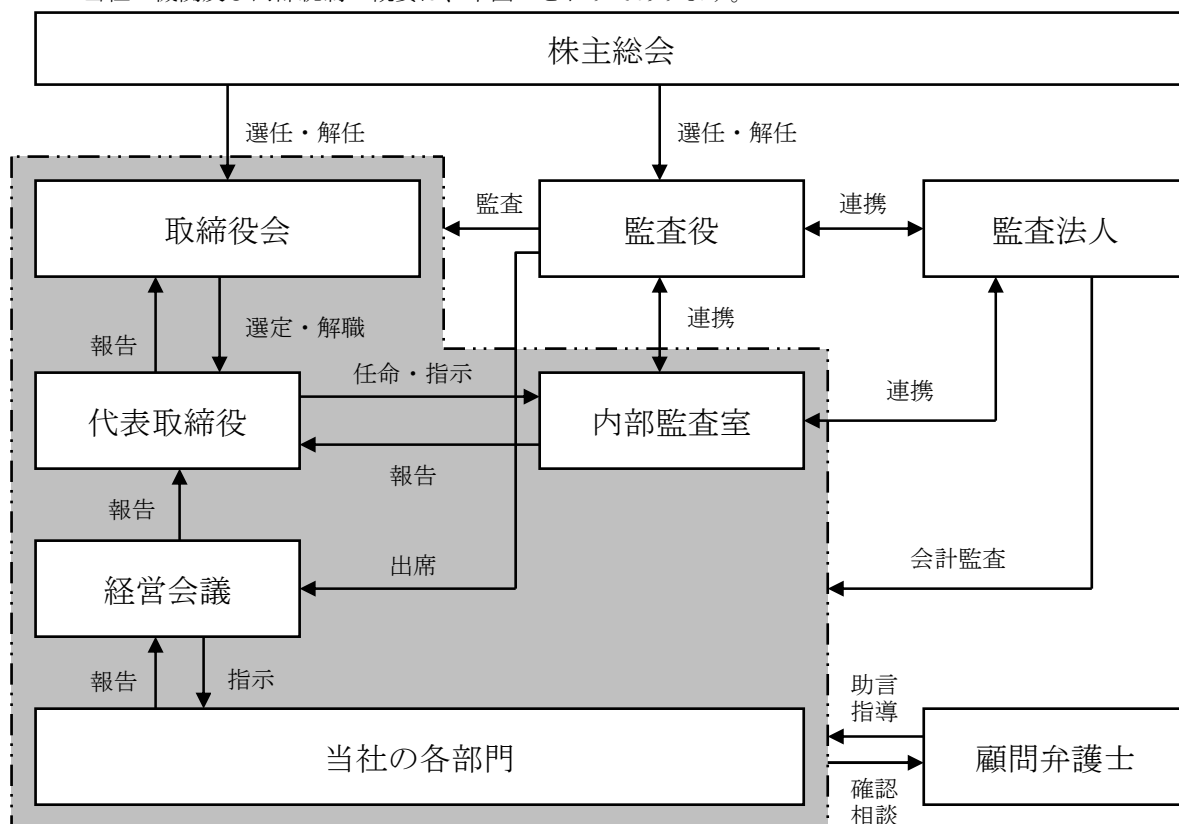
6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは統治権限を有する株主の代理人として選任された取締役からなる取締役会が、株主から委任された権限に基づき、経営方針及び経営戦略について意思決定を行い、その執行にあたる企業経営者の経営効率向上と株主に対する説明責任の履行を監視・監督することである、と考えております。

(2) 会社の機関の内容並びに内部統制システムの整備の状況

当社の機関及び内部統制の概要は、下図のとおりであります。



①取締役会及び経営会議

当社は、本書提出日（平成19年9月26日）現在において、3名の取締役から構成される取締役会を、月1回以上開催しております。月次の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速かつ的確な意思決定を図るとともに、意見交換、情報共有を密に行い、正確な経営情報を迅速に開示できる体制を敷いております。また、この他に取締役会に付議される事項につき、充分な協議及び議論を実施するための会議体として、経営会議を月1回開催しております。

②監査役

当社の社外監査役2名のうち、1名が常勤執務しており、取締役会、経営会議に常時出席する他、社内の主要な会議にも積極的に参加し、経営方針の決定状況及び取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。また、監査役監査は、期中監査、期末監査及び総会前監査で構成され、監査対象は業務監査と会計監査であります。

なお、監査役は内部監査室及び監査法人との連携を常時図り、相互の意見交換及び情報交換を通じて、内部統制体制の強化に努めております。

③内部監査室

当社は独立した社長直轄の内部監査部門である内部監査室（人員１名）を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を社長からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査は予め策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。また、内部監査結果については内部監査実施報告書を作成し、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成し、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっており、かつ内部監査室は改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しております。

④監査法人

当社は、あずさ監査法人の会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、下表のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	鈴木 信一	あずさ監査法人
	堀切 進	

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他３名であります。

なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間には利害関係はありません。

(注) 継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

⑤社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、次のとおりであります。

なお、当社の取締役及び監査役とは人的関係を有しておらず、取引関係その他の関係はありません。

社外取締役	該当なし
社外監査役	高取正己、永野周志

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営上のリスクの所在、種類等を的確に把握し、迅速に対応することが重要な課題であると認識し、当社のリスク管理体制は前述の取締役会及び監査役の機能、経営組織等の内部統制体制に加え、コンプライアンス体制が確実にその機能を発揮することが、種々のリスクへの対応を可能にするものと考えております。

したがって、当社は当社の事業に係る規制法令や各業界団体の自主規制は無論のこと、その他の総ての一般法令等に係る厳格な遵守の下に事業を運営するとともに、当社に属する総ての役職員に係るコンプライアンスの重要性及び必要性の十分な理解及び実践の徹底に常に努めております。

また、当社は自社のコンプライアンス体制の十分性を更に高めるために、弁護士資格を有する社外監査役を選任したほか、法務、税務、労務等に係る外部の専門家と顧問契約を締結して事業運営に際して具体的な指導、助言を仰ぎ、コンプライアンスリスクの抑制に努めております。

(4) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬	３名	92,070千円（うち社外取締役	一千元）
監査役に支払った報酬	２名	2,100千円（うち社外監査役	2,100千円）

(5) 監査報酬の内容

当事業年度における監査報酬は、以下のとおりであります。

公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	7,000千円
上記以外の報酬	<u>3,000千円</u>
合計	10,000千円

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(8) 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨、定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成16年9月1日から平成17年8月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成16年9月1日から平成17年8月31日まで）及び当事業年度（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）の財務諸表並びに翌中間会計期間（平成18年9月1日から平成19年2月28日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成17年 8 月31日)		当事業年度 (平成18年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			325, 658		419, 508	
2. 売掛金			169, 352		235, 226	
3. 商品			—		155	
4. 配布品			7, 252		7, 209	
5. 貯蔵品			258		437	
6. 前払費用			9, 216		8, 115	
7. 繰延税金資産			6, 996		9, 367	
8. 未収入金			1, 400		921	
9. その他			626		688	
貸倒引当金			△ 7, 640		△ 8, 984	
流動資産合計			513, 122	90. 8	672, 646	92. 1
II 固定資産						
(1) 有形固定資産						
1. 建物		33, 460			35, 819	
減価償却累計額		20, 761	12, 698		23, 475	12, 343
2. 構築物		1, 095			393	
減価償却累計額		790	305		336	56
3. 機械及び装置		1, 725			2, 270	
減価償却累計額		1, 302	423		1, 431	839
4. 車両運搬具		1, 504			1, 500	
減価償却累計額		1, 428	75		—	1, 500
5. 工具器具備品		10, 110			15, 983	
減価償却累計額		7, 696	2, 414		9, 816	6, 166
有形固定資産合計			15, 916	2. 8	20, 907	2. 8

		前事業年度 (平成17年 8 月31日)		当事業年度 (平成18年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産						
1. ソフトウェア			1,904		3,625	
2. その他			761		761	
無形固定資産合計			2,665	0.5	4,386	0.6
(3) 投資その他の資産						
1. 投資有価証券			—		89	
2. 敷金・保証金			18,838		17,910	
3. 破産更生債権等			6,727		2,519	
4. 繰延税金資産			14,280		14,753	
5. 長期未収入金			560		50	
貸倒引当金			△ 6,757		△ 2,535	
投資その他の資産合計			33,649	5.9	32,788	4.5
固定資産合計			52,231	9.2	58,082	7.9
資産合計			565,353	100.0	730,728	100.0
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 買掛金			109,129		130,513	
2. 1年内返済予定長期借入金			14,163		—	
3. 未払金			137,704		166,832	
4. 未払法人税等			18,678		55,067	
5. 未払消費税等			14,613		19,946	
6. 前受金			4,324		5,576	
7. 預り金			19,580		28,244	
8. 賞与引当金			11,260		11,701	
9. その他			515		—	
流動負債合計			329,969	58.4	417,882	57.2

		前事業年度 (平成17年 8 月31 日)		当事業年度 (平成18年 8 月31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
II 固定負債	※				
1. 退職給付引当金			28,619		33,976
2. 長期未払金			711		—
固定負債合計			29,331	5.2	33,976
負債合計			359,300	63.6	451,858
(資本の部)					
I 資本金			128,500	22.7	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		58,500		—	
資本剰余金合計			58,500	10.3	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処分利益		19,053		—	
利益剰余金合計			19,053	3.4	—
資本合計			206,053	36.4	—
負債資本合計			565,353	100.0	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—		130,950
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		60,950	
資本剰余金合計			—	60,950	8.4
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		86,983	
利益剰余金合計			—	86,983	11.9
株主資本合計			—	278,883	38.2
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		—		△ 13	
評価・換算差額等合計			—	△ 13	0.0
純資産合計			—	278,870	38.2
負債純資産合計			—	730,728	100.0

(中間貸借対照表)

		翌中間会計期間末 (平成19年2月28日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		378,647		
2. 売掛金		229,074		
3. たな卸資産		7,333		
4. 繰延税金資産		14,369		
5. その他		10,988		
貸倒引当金		△7,600		
流動資産合計			632,813	91.2
II 固定資産				
(1) 有形固定資産	※		19,743	2.9
(2) 無形固定資産			4,012	0.6
(3) 投資その他の資産				
1. 敷金・保証金			18,888	
2. 繰延税金資産			18,153	
3. その他			6,305	
貸倒引当金			△6,253	
投資その他の資産合計			37,093	5.3
固定資産合計			60,849	8.8
資産合計			693,663	100.0

		翌中間会計期間末 (平成19年 2 月28日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金			110,564	
2. 未払金			118,296	
3. 未払法人税等			41,857	
4. 未払消費税等			12,993	
5. 賞与引当金			24,860	
6. その他			33,400	
流動負債合計			341,972	49.3
II 固定負債				
1. 退職給付引当金			40,592	
固定負債合計			40,592	5.9
負債合計			382,564	55.2

		翌中間会計期間末 (平成19年 2 月28日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			130,950	18.9
2. 資本剰余金				
資本準備金		60,950		
資本剰余金合計			60,950	8.8
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		119,198		
利益剰余金合計			119,198	17.1
株主資本合計			311,098	44.8
純資産合計			311,098	44.8
負債純資産合計			693,663	100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31 日)			当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		1,990,818	100.0		2,425,218	100.0
II 売上原価			672,100	33.8		808,556	33.3
売上総利益			1,318,718	66.2		1,616,662	66.7
III 販売費及び一般管理費			1,233,456	61.9		1,487,341	61.4
営業利益			85,262	4.3		129,321	5.3
IV 営業外収益							
1. 受取利息		1			1		
2. 雑収入		574	576	0.0	294	296	0.0
V 営業外費用							
1. 支払利息		968			97		
2. 株式交付費		—			190		
3. 売上割引		751			562		
4. 雑損失		3	1,723	0.1	75	926	0.0
経常利益			84,115	4.2		128,690	5.3
VI 特別利益							
1. 共済契約解約手当金	—	—	—	3,081	3,081	0.1	
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※ 2	1,238		—			
2. 従業員手当精算金	※ 3	—	1,238	0.0	6,675	6,675	0.2
税引前当期純利益			82,876	4.2		125,096	5.2
法人税、住民税及び事業税		15,000		60,000			
法人税等調整額		△ 21,277	△ 6,277	△ 0.3	△ 2,834	57,165	2.4
当期純利益			89,153	4.5		67,930	2.8
前期繰越損失			70,100			—	
当期未処分利益			19,053			—	

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)		当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品		—	—	1, 578	0. 2
II 労務費		149, 319	22. 2	152, 829	18. 9
III 経費	※	522, 781	77. 8	654, 148	80. 9
売上原価		672, 100	100. 0	808, 556	100. 0

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。	(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。
※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 502, 640千円	※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 628, 336千円

(中間損益計算書)

		翌中間会計期間 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		1, 214, 189	100. 0
II 売上原価			387, 403	31. 9
売上総利益			826, 786	68. 1
III 販売費及び一般管理費			764, 508	63. 0
営業利益			62, 278	5. 1
IV 営業外収益				
1. 受取利息		7		
2. 雑収入		577	585	0. 1
V 営業外費用				
1. 雑損失		60	60	0. 0
経常利益			62, 803	5. 2
税引前中間純利益			62, 803	5. 2
法人税、住民税及び事業税		39, 000		
法人税等調整額		△8, 411	30, 588	2. 5
中間純利益			32, 214	2. 7

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成17年8月31日残高(千円)	128,500	58,500	58,500	19,053	19,053	206,053
事業年度中の変動額						
新株予約権の行使による新株の発行	2,450	2,450	2,450	—	—	4,900
当期純利益	—	—	—	67,930	67,930	67,930
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	2,450	2,450	2,450	67,930	67,930	72,830
平成18年8月31日残高(千円)	130,950	60,950	60,950	86,983	86,983	278,883

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年8月31日残高(千円)	—	—	206,053
事業年度中の変動額			
新株予約権の行使による新株の発行	—	—	4,900
当期純利益	—	—	67,930
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△13	△13	△13
事業年度中の変動額合計(千円)	△13	△13	72,817
平成18年8月31日残高(千円)	△13	△13	278,870

中間株主資本等変動計算書

翌中間会計期間（自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日）

	株主資本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年 8 月31日残高(千円)	130,950	60,950	60,950	86,983	86,983	278,883
中間会計期間中の変動額						
中間純利益	—	—	—	32,214	32,214	32,214
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	32,214	32,214	32,214
平成19年 2 月28日残高(千円)	130,950	60,950	60,950	119,198	119,198	311,098

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年 8 月31日残高(千円)	△13	△13	278,870
中間会計期間中の変動額			
中間純利益	—	—	32,214
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	13	13	13
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	13	13	32,228
平成19年 2 月28日残高(千円)	—	—	311,098

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		82,876	125,096
減価償却費		4,916	6,612
貸倒引当金の増減額		△ 10,534	△ 2,877
賞与引当金の増減額		8,067	440
退職給付引当金の増減額		8,321	5,356
受取利息		△1	△1
支払利息		968	97
固定資産除却損		1,238	75
売上債権の増減額		△ 10,314	△ 65,873
たな卸資産の増減額		△ 855	△ 292
買掛金の増減額		△ 5,544	21,383
未払金の増減額		9,861	29,127
その他		24,294	20,290
小計		113,295	139,436
利息の受取額		1	1
利息の支払額		△ 935	△ 83
法人税等の支払額		△ 474	△ 22,672
営業活動によるキャッシュ・フロー		111,886	116,681

		前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー			
有形固定資産の取得によ る支出		△ 4,511	△ 10,441
その他		△ 768	△ 3,126
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△ 5,280	△ 13,568
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
長期借入金の返済による 支出		△ 36,672	△ 14,163
株式の発行による収入		—	4,900
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△ 36,672	△ 9,263
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減 額		69,934	93,850
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		255,724	325,658
VII 現金及び現金同等物の期末 残高	※	325,658	419,508

中間キャッシュ・フロー計算書

		翌中間会計期間 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		62,803
減価償却費		3,805
貸倒引当金の増減額		2,333
賞与引当金の増減額		13,158
退職給付引当金の増減額		6,615
受取利息及び受取配当金		△7
売上債権の増減額		6,152
たな卸資産の増減額		468
買掛金の増減額		△19,948
未払金の増減額		△48,536
その他		△12,055
小計		14,789
利息及び配当金の受取額		7
法人税等の支払額		△51,921
営業活動によるキャッシュ・フロー		△37,124

		翌中間会計期間 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー		
有形固定資産の取得によ る支出		△1,956
その他		△1,780
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△3,736
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー		—
財務活動によるキャッ シュ・フロー		—
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減 額		△40,861
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		419,508
VII 現金及び現金同等物の中間 期末残高	※	378,647

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年 8 月 3 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 当期末処分利益		19,053
II 次期繰越利益		19,053

(注) 平成18年 8 月 3 日に開催された臨時株主総会において、前事業年度の決算の修正が承認されました。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	—	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法) により 算定しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	配布品 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。	配布品 同左 商品及び貯蔵品 最終仕入原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
—	(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は、278,870千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストックオプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

追加情報

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が3,316千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年 8 月31日)	当事業年度 (平成18年 8 月31日)
※ 授権株式数及び発行済株式総数	—
授権株式数 普通株式 20,000株	
発行済株式総数 普通株式 7,400株	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)																																																										
※ 1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>配布業務委託料</td><td>449,759千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>9,265千円</td></tr> <tr><td>貸倒損失</td><td>1,374千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>91,800千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>220,910千円</td></tr> <tr><td>雑給</td><td>68,555千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>57,730千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>8,782千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>6,744千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>47,456千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>32,457千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,893千円</td></tr> </table> 販売費と一般管理費のおおよその割合は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>販売費</td><td>75.4%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>24.6%</td></tr> </table> ※ 2 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物等</td><td>1,238千円</td></tr> </table> ※ 3 —	配布業務委託料	449,759千円	貸倒引当金繰入額	9,265千円	貸倒損失	1,374千円	役員報酬	91,800千円	給与手当	220,910千円	雑給	68,555千円	賞与	57,730千円	賞与引当金繰入額	8,782千円	退職給付費用	6,744千円	地代家賃	47,456千円	賃借料	32,457千円	減価償却費	3,893千円	販売費	75.4%	一般管理費	24.6%	建物等	1,238千円	※ 1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>配布業務委託料</td><td>498,936千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>9,031千円</td></tr> <tr><td>貸倒損失</td><td>7,698千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>94,170千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>376,250千円</td></tr> <tr><td>雑給</td><td>81,666千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>49,993千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>9,279千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>5,951千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>50,280千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>29,897千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>5,168千円</td></tr> </table> 販売費と一般管理費のおおよその割合は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>販売費</td><td>78.7%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>21.3%</td></tr> </table> ※ 2 — ※ 3 従業員手当精算金は、過年度における従業員の時間外手当及び当手当の社会保険料であります。	配布業務委託料	498,936千円	貸倒引当金繰入額	9,031千円	貸倒損失	7,698千円	役員報酬	94,170千円	給与手当	376,250千円	雑給	81,666千円	賞与	49,993千円	賞与引当金繰入額	9,279千円	退職給付費用	5,951千円	地代家賃	50,280千円	賃借料	29,897千円	減価償却費	5,168千円	販売費	78.7%	一般管理費	21.3%
配布業務委託料	449,759千円																																																										
貸倒引当金繰入額	9,265千円																																																										
貸倒損失	1,374千円																																																										
役員報酬	91,800千円																																																										
給与手当	220,910千円																																																										
雑給	68,555千円																																																										
賞与	57,730千円																																																										
賞与引当金繰入額	8,782千円																																																										
退職給付費用	6,744千円																																																										
地代家賃	47,456千円																																																										
賃借料	32,457千円																																																										
減価償却費	3,893千円																																																										
販売費	75.4%																																																										
一般管理費	24.6%																																																										
建物等	1,238千円																																																										
配布業務委託料	498,936千円																																																										
貸倒引当金繰入額	9,031千円																																																										
貸倒損失	7,698千円																																																										
役員報酬	94,170千円																																																										
給与手当	376,250千円																																																										
雑給	81,666千円																																																										
賞与	49,993千円																																																										
賞与引当金繰入額	9,279千円																																																										
退職給付費用	5,951千円																																																										
地代家賃	50,280千円																																																										
賃借料	29,897千円																																																										
減価償却費	5,168千円																																																										
販売費	78.7%																																																										
一般管理費	21.3%																																																										

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自平成17年9月1日 至平成18年8月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,400株	392株	—	7,792株

(注) 当期増加の概要

新株予約権の行使による新株の発行 392株

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数				当事業年度末 残高(千円)
		前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	
平成16年2月26日発行 新株予約権 (ストック オプション)	普通株式	—	—	—	—	—

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日)		当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)	
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年8月31日現在) (千円)		※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	325,658	現金及び預金勘定	419,508
現金及び現金同等物	325,658	現金及び現金同等物	419,508

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31 日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31 日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引																																
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>7,860</td><td>3,478</td><td>4,381</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>44,453</td><td>15,390</td><td>29,062</td></tr><tr><td>合計</td><td>52,313</td><td>18,868</td><td>33,444</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	7,860	3,478	4,381	ソフトウェア	44,453	15,390	29,062	合計	52,313	18,868	33,444	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>16,660</td><td>5,783</td><td>10,876</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>44,453</td><td>24,281</td><td>20,172</td></tr><tr><td>合計</td><td>61,113</td><td>30,064</td><td>31,048</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	16,660	5,783	10,876	ソフトウェア	44,453	24,281	20,172	合計	61,113	30,064	31,048
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
工具器具備品	7,860	3,478	4,381																														
ソフトウェア	44,453	15,390	29,062																														
合計	52,313	18,868	33,444																														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
工具器具備品	16,660	5,783	10,876																														
ソフトウェア	44,453	24,281	20,172																														
合計	61,113	30,064	31,048																														
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額																																
1 年内 10,420千円	1 年内 12,754千円																																
1 年超 24,009千円	1 年超 19,359千円																																
合計 34,430千円	合計 32,113千円																																
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額																																
支払リース料 11,482千円	支払リース料 12,259千円																																
減価償却費相当額 10,462千円	減価償却費相当額 11,195千円																																
支払利息相当額 1,447千円	支払利息相当額 1,143千円																																
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。	同左																																
5. 利息相当額の算定方法	5. 利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。	同左																																

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前事業年度 (平成17年8月31日)			当事業年度 (平成18年8月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—	—	—	—
	(2) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—	112	89	23
	(2) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	112	89	23
合計		—	—	—	112	89	23

2. 前事業年度及び当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日) 及び当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日) においては、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成17年8月31日)	当事業年度 (平成18年8月31日)
退職給付債務 (千円)	28,619	33,976
退職給付引当金 (千円)	28,619	33,976

なお、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日)	当事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)
勤務費用 (千円)	8,670	9,271
退職給付費用 (千円)	8,670	9,271

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

前事業年度 (平成17年8月31日)	当事業年度 (平成18年8月31日)
簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(ストックオプション等関係)

当事業年度(自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)

(1) スtockオプションの内容

	第1回	第2回	第3回
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 1名 当社の従業員 50名	当社の取締役 2名 当社の従業員 53名	当社の取締役 2名 当社の従業員 52名
ストックオプション数(株式数換算)	普通株式 560株	普通株式 418株	普通株式 365株
付与日	平成16年2月26日	平成17年7月19日	平成18年8月3日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。	同左	同左
対象勤務期間	規定はありません。	同左	同左
権利行使期間	平成17年8月23日から 平成22年8月22日まで	平成19年7月9日から 平成23年7月8日まで	平成20年8月4日から 平成25年8月3日まで

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストックオプションの数

	第1回	第2回	第3回
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	402	—
付与	—	—	365
失効	—	44	1
権利確定	—	—	—
未確定残	—	358	364
権利確定後 (株)			
前事業年度末	68	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	68	—	—

②単価情報

	第1回	第2回	第3回
権利行使価格 (円)	12,500	65,000	150,000
行使時平均株価 (円)	(注) 150,000	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注) 第1回の行使時平均株価は、当社が未公開企業であるため、収益還元方式による自社株式の評価額を記載しております。

(3) スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第3回ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、収益還元方式による自社株式の評価額に基づき単位あたりの本源的価値によっております。

(4) 損益計算書への影響額

ストックオプション制度による株式報酬費用 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年8月31日)	当事業年度 (平成18年8月31日)																																		
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額否認</td><td>4,549千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>2,038千円</td></tr> <tr> <td>未払法定福利費否認</td><td>409千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（流動）</td><td>6,996千円</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金否認</td><td>11,562千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td><td>2,717千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（固定）</td><td>14,280千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td><td>21,277千円</td></tr> </table>	賞与引当金繰入額否認	4,549千円	未払事業税否認	2,038千円	未払法定福利費否認	409千円	繰延税金資産合計（流動）	6,996千円	退職給付引当金否認	11,562千円	貸倒引当金繰入額否認	2,717千円	繰延税金資産合計（固定）	14,280千円	繰延税金資産純額	21,277千円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額否認</td><td>4,727千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>4,251千円</td></tr> <tr> <td>未払法定福利費否認</td><td>388千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（流動）</td><td>9,367千円</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金否認</td><td>13,726千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td><td>1,017千円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>9千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（固定）</td><td>14,753千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td><td>24,120千円</td></tr> </table>	賞与引当金繰入額否認	4,727千円	未払事業税否認	4,251千円	未払法定福利費否認	388千円	繰延税金資産合計（流動）	9,367千円	退職給付引当金否認	13,726千円	貸倒引当金繰入額否認	1,017千円	その他有価証券評価差額金	9千円	繰延税金資産合計（固定）	14,753千円	繰延税金資産純額	24,120千円
賞与引当金繰入額否認	4,549千円																																		
未払事業税否認	2,038千円																																		
未払法定福利費否認	409千円																																		
繰延税金資産合計（流動）	6,996千円																																		
退職給付引当金否認	11,562千円																																		
貸倒引当金繰入額否認	2,717千円																																		
繰延税金資産合計（固定）	14,280千円																																		
繰延税金資産純額	21,277千円																																		
賞与引当金繰入額否認	4,727千円																																		
未払事業税否認	4,251千円																																		
未払法定福利費否認	388千円																																		
繰延税金資産合計（流動）	9,367千円																																		
退職給付引当金否認	13,726千円																																		
貸倒引当金繰入額否認	1,017千円																																		
その他有価証券評価差額金	9千円																																		
繰延税金資産合計（固定）	14,753千円																																		
繰延税金資産純額	24,120千円																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.4%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割額</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>留保金課税</td><td>3.0%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△52.6%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.6%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>△7.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	（調整）		交際費等永久に損金算入されない項目	0.7%	住民税均等割額	1.5%	留保金課税	3.0%	評価性引当額の増減	△52.6%	その他	△0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.4%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割額</td><td>1.1%</td></tr> <tr> <td>留保金課税</td><td>3.5%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>45.7%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	（調整）		交際費等永久に損金算入されない項目	0.6%	住民税均等割額	1.1%	留保金課税	3.5%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%				
法定実効税率	40.4%																																		
（調整）																																			
交際費等永久に損金算入されない項目	0.7%																																		
住民税均等割額	1.5%																																		
留保金課税	3.0%																																		
評価性引当額の増減	△52.6%																																		
その他	△0.6%																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.6%																																		
法定実効税率	40.4%																																		
（調整）																																			
交際費等永久に損金算入されない項目	0.6%																																		
住民税均等割額	1.1%																																		
留保金課税	3.5%																																		
その他	0.1%																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%																																		

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び 主要株主	近間之文	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 62.1	—	—	当社金融機関借入に対する被保証 (注) 1	14,163	—	—
								リース債務に対する被保証 (注) 2	46,420	—	—
役員の近親者(注) 3	近間久子	—	—	—	(被所有) 直接 3.3	—	—	当社金融機関借入に対する被保証 (注) 1	853	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関借入に対して代表取締役社長近間之文及び近間久子より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社はリース債務に対して代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、この他に当社の不動産賃借取引について、代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。

3. 近間久子は、当社代表取締役社長近間之文の配偶者であります。

4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び 主要株主	近間之文	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 53.8	—	—	リース債務に対する被保証 (注) 1	29,927	—	—

(注) 1. 当社はリース債務に対して代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、この他に当社の不動産賃借取引について、代表取締役社長近間之文より債務保証を受けております。なお、当該リース債務及び当該不動産賃借取引の債務保証は平成18年11月22日をもって解消しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
1株当たり純資産額 27,845.00円	1株当たり純資産額 35,789.28円
1株当たり当期純利益金額 12,047.83円	1株当たり当期純利益金額 8,938.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中の平均株価が把握できないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中の平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	—	278,870
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	—	278,870
期末の普通株式の数 (株)	—	7,792

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年 9 月 1 日 至 平成17年 8 月31日)	当事業年度 (自 平成17年 9 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)
当期純利益 (千円)	89,153	67,930
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	89,153	67,930
期中平均株式数 (株)	7,400	7,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 525個) なお、この概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 3 種類 (新株予約権の数 739個) なお、この概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	翌中間会計期間 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。 (2) たな卸資産 配布品 個別法による原価法によっております。 商品及び貯蔵品 最終仕入原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

項目	翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

追加情報

翌中間会計期間
(自 平成18年9月1日
至 平成19年2月28日)

(賞与引当金)

当中間会計期間において給与規程を改定し、4月から7月、8月から11月及び12月から3月までの支給対象期間を6月から11月及び12月から5月までに変更致しました。

この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

翌中間会計期間末 (平成19年 2 月28日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	
減価償却累計額	38,180千円

(中間損益計算書関係)

翌中間会計期間 (自 平成18年 9 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)	
※ 1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおり であります。	
配布業務委託料	250,604千円
貸倒引当金繰入額	3,715千円
貸倒損失	98千円
役員報酬	42,210千円
給与手当	204,320千円
雑給	41,314千円
賞与	10,474千円
賞与引当金繰入額	21,366千円
退職給付費用	5,061千円
地代家賃	23,147千円
賃借料	15,324千円
減価償却費	2,904千円
2 減価償却実施額	
有形固定資産	3,120千円
無形固定資産	685千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

翌中間会計期間（自平成18年9月1日 至平成19年2月28日）

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,792株	—	—	7,792株

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間会計期間 末残高（千円）
		前事業年度 末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	
平成16年2月26日 発行新株予約権 （ストックオプ ション）	普通株式	—	—	—	—	—

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

翌中間会計期間 （自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日）	
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年2月28日現在） （千円）	
現金及び預金勘定	378,647
現金及び現金同等物	378,647

(リース取引関係)

翌中間会計期間
(自 平成18年9月1日
至 平成19年2月28日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの
以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
工具器具備品	16,660	8,036	8,623
ソフトウェア	39,253	23,266	15,986
合計	55,913	31,302	24,610

2. 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	12,504千円
1年超	13,139千円
合計	25,643千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	6,696千円
減価償却費相当額	6,177千円
支払利息相当額	523千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との
差額を利息相当額とし、各期への配分方法について
は、利息法によっております。

(有価証券関係)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	翌中間会計期間末 (平成19年2月28日)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	52	52	—
(2) その他	—	—	—
合計	52	52	—

(注) 取得原価は減損処理後の金額であります。

当中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について60千円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

翌中間会計期間（自平成18年9月1日 至平成19年2月28日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

翌中間会計期間（自平成18年9月1日 至平成19年2月28日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

翌中間会計期間（自平成18年9月1日 至平成19年2月28日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)	
1株当たり純資産額	39,925.36円
1株当たり中間純利益金額	4,134.31円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中の平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	311,098
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	311,098
中間期末の普通株式の数(株)	7,792

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	翌中間会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年2月28日)
中間純利益(千円)	32,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)
普通株式に係る中間純利益(千円)	32,214
期中平均株式数(株)	7,792
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 715個) なお、この概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の100分の1以下であるため財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,460	2,359	—	35,819	23,475	2,714	12,343
構築物	1,095	—	702	393	336	248	56
機械及び装置	1,725	545	—	2,270	1,431	128	839
車両運搬具	1,504	1,500	1,504	1,500	—	—	1,500
工具器具備品	10,110	6,037	164	15,983	9,816	2,285	6,166
有形固定資産計	47,896	10,441	2,370	55,967	35,060	5,376	20,907
無形固定資産							
ソフトウェア	4,990	2,957	—	7,947	4,321	1,235	3,625
その他	761	—	—	761	—	—	761
無形固定資産計	5,751	2,957	—	8,708	4,321	1,235	4,386
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	14,163	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
計	14,163	—	—	—

（注）平均利率については、当期末残高がないため記載しておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	14,397	11,519	11,908	2,488	11,519
賞与引当金	11,260	11,701	11,260	—	11,701

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	6,237
預金	
普通預金	413,271
小計	413,271
合計	419,508

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社N T T 東日本一千葉	35,841
株式会社悠香	5,280
生活共同組合ちばコープ	4,603
東日本電信電話株式会社	4,581
株式会社ジャストプレゼンテーション	4,176
その他	180,744
合計	235,226

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
169,352	2,546,479	2,480,605	235,226	91.3	29.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

品目	金額（千円）
通信販売商品	155
合計	155

④ 配布品

品目	金額（千円）
地域新聞 平成18年9月1日号	7,209
合計	7,209

⑤ 貯蔵品

品目	金額（千円）
郵便切手	198
図書券	99
収入印紙	90
商品券	49
合計	437

⑥ 買掛金

相手先	金額（千円）
末広印刷株式会社	96,279
イオン株式会社	13,590
サンアイタスク株式会社	10,993
株式会社弘報社印刷	1,529
佐川急便株式会社	1,511
その他	6,609
合計	130,513

⑦ 未払金

相手先	金額（千円）
配布業務委託料	76,761
未払給与	64,517
有限会社ノブオ運送	9,617
未払法定福利費	7,206
東京小松フォークリフト株式会社	1,575
その他	7,154
合計	166,832

⑧ 未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税等	55,067
合計	55,067

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成19年8月期第3四半期会計期間(平成18年9月1日から平成19年5月31日まで)の四半期財務諸表は次のとおりであります。

なお、この四半期財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は受けておりませんが、株式会社大阪証券取引所の定める「ニッポン・ニュー・マーケット『ヘラクレス』に関する有価証券上場規程の特例の取扱い」17の2に準じて作成しております。

四半期財務諸表

①四半期貸借対照表

		翌第3四半期会計期間末 (平成19年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		450,495		
2. 売掛金		233,900		
3. たな卸資産		7,264		
4. 繰延税金資産		26,691		
5. その他		8,809		
貸倒引当金		△7,700		
流動資産合計			719,460	92.2
II 固定資産				
(1) 有形固定資産	※		18,598	2.4
(2) 無形固定資産			3,670	0.5
(3) 投資その他の資産				
1. 敷金・保証金			18,641	
2. 繰延税金資産			19,293	
3. その他			6,249	
貸倒引当金			△5,663	
投資その他の資産合計			38,522	4.9
固定資産合計			60,790	7.8
資産合計			780,251	100.0

		翌第3四半期会計期間末 (平成19年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金			122,886	
2. 未払金			136,026	
3. 未払法人税等			46,587	
4. 未払消費税等			14,641	
5. 賞与引当金			49,700	
6. その他			32,913	
流動負債合計			402,755	51.6
II 固定負債				
1. 退職給付引当金			42,093	
固定負債合計			42,093	5.4
負債合計			444,848	57.0

		翌第3四半期会計期間末 (平成19年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			131,000	16.8
2. 資本剰余金				
資本準備金		61,000		
資本剰余金合計			61,000	7.8
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		143,402		
利益剰余金合計			143,402	18.4
株主資本合計			335,402	43.0
純資産合計			335,402	43.0
負債純資産合計			780,251	100.0

②四半期損益計算書

		翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※1		1,882,553	100.0
II 売上原価			586,818	31.2
売上総利益			1,295,735	68.8
III 販売費及び一般管理費			1,187,612	63.1
営業利益			108,122	5.7
IV 営業外収益				
1. 受取利息		8		
2. 雑収入		579	588	0.1
V 営業外費用				
1. 株式交付費		100		
2. 雑損失		66	166	0.0
経常利益			108,545	5.8
税引前四半期純利益			108,545	5.8
法人税、住民税及び事業税		74,000		
法人税等調整額		△21,873	52,126	2.8
四半期純利益			56,418	3.0

③四半期株主資本等変動計算書

翌第3四半期会計期間（自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日）

	株主資本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年8月31日残高(千円)	130,950	60,950	60,950	86,983	86,983	278,883
第3四半期会計期間中の変動額						
新株予約権の行使による新株の 発行	50	50	50			100
四半期純利益				56,418	56,418	56,418
株主資本以外の項目の第3四半 期会計期間中の変動額(純額)						
第3四半期会計期間中の変動額合 計(千円)	50	50	50	56,418	56,418	56,418
平成19年5月31日残高(千円)	131,000	61,000	61,000	143,402	143,402	335,402

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年8月31日残高(千円)	△13	△13	278,870
第3四半期会計期間中の変動額			
新株予約権の行使による新株の 発行			100
四半期純利益			56,418
株主資本以外の項目の第3四半 期会計期間中の変動額(純額)	13	13	13
第3四半期会計期間中の変動額合 計(千円)	13	13	56,432
平成19年5月31日残高(千円)	－	－	335,402

④四半期キャッシュ・フロー計算書

		翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		108,545
減価償却費		5,707
貸倒引当金の増減額		1,843
賞与引当金の増減額		37,998
退職給付引当金の増減額		8,116
受取利息及び受取配当金		△8
売上債権の増減額		1,326
たな卸資産の増減額		538
買掛金の増減額		△7,626
未払金の増減額		△30,806
その他		△7,202
小計		118,431
利息及び配当金の受取額		8
法人税等の支払額		△83,401
営業活動によるキャッシュ・フロー		35,038

		翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー		
有形固定資産の取得によ る支出		△2,371
その他		△1,780
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△4,152
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー		
株式の発行による収入		100
財務活動によるキャッ シュ・フロー		100
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減 額		30,986
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		419,508
VII 現金及び現金同等物の四半 期末残高	※	450,495

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 第3四半期決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。 (2) たな卸資産 配布品 個別法による原価法によっております。 商品及び貯蔵品 最終仕入原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当第3四半期会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき、当第3四半期会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

項目	翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 四半期キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他第3四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

追加情報

翌第3四半期会計期間
(自 平成18年9月1日
至 平成19年5月31日)

(賞与引当金)

当第3四半期会計期間において給与規程を改定し、4月から7月、8月から11月及び12月から3月までの支給対象期間を6月から11月及び12月から5月までに変更致しました。

この変更に伴い、従来 of 支給期間によつた場合と比較し、賞与引当金が32,000千円増加しておりますが、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

翌第3四半期会計期間末 (平成19年5月31日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	
減価償却累計額	39,740千円

(四半期損益計算書関係)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおり であります。	
配布業務委託料	405,566千円
貸倒引当金繰入額	3,177千円
貸倒損失	493千円
役員報酬	63,315千円
給与手当	303,934千円
雑給	63,729千円
賞与	10,474千円
賞与引当金繰入額	42,737千円
退職給付費用	8,745千円
地代家賃	34,520千円
賃借料	22,425千円
減価償却費	3,177千円
2 減価償却実施額	
有形固定資産	4,679千円
無形固定資産	1,027千円

(四半期株主資本等変動計算書関係)

翌第3四半期会計期間(自平成18年9月1日 至平成19年5月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当第3四半期会計期 間増加株式数	当第3四半期会計期 間減少株式数	当第3四半期会計 期間末株式数
普通株式	7,792株	8株	—	7,800株

(注) 当期増加の概要

新株予約権の行使による新株の発行 8株

(2) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当第3四半期 会計期間末残 高(千円)
		前事業年 度末株式 数	当第3四 半期会計 期間増加 株式数	当第3四 半期会計 期間減少 株式数	当第3四半期 会計期間末株 式数	
平成16年2月26日発行 新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	68	—	8	60	—

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

2. 減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)	
※ 現金及び現金同等物の第3四半期末残高と第3四半 期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年5月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	450,495
現金及び現金同等物	450,495

(リース取引関係)

翌第3四半期会計期間
(自 平成18年9月1日
至 平成19年5月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの
以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び第3四半期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	第3四半 期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	16,660	9,162	7,497
ソフトウェア	39,253	25,229	14,024
合計	55,913	34,391	21,521

2. 未経過リース料第3四半期末残高相当額

1年内	12,711千円
1年超	10,277千円
合計	22,989千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,044千円
減価償却費相当額	9,266千円
支払利息相当額	743千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との
差額を利息相当額とし、各期への配分方法について
は、利息法によっております。

(有価証券関係)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	翌第3四半期会計期間末 (平成19年5月31日)		
	取得原価 (千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	46	46	—
(2) その他	—	—	—
合計	46	46	—

(注) 取得原価は減損処理後の金額であります。

当第3四半期会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について66千円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、第3四半期会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行っております

(デリバティブ取引関係)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)	
1株当たり純資産額	43,000.33円
1株当たり四半期純利益金額	7,239.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中の平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	335,402
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る四半期末の純資産額(千円)	335,402
四半期末の普通株式の数(株)	7,800

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	翌第3四半期会計期間 (自 平成18年9月1日 至 平成19年5月31日)
四半期純利益(千円)	56,418
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)
普通株式に係る四半期純利益(千円)	56,418
期中平均株式数(株)	7,792.89
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 713個) なお、この概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	8月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告（注）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 <http://www.chiikinews.co.jp/>

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年 2月28日	—	—	—	春木清隆	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社の取締役)	136	1,700,000 (12,500)	新株予約権の権利行使
	—	—	—	稲葉栄一	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社の取締役)	60	750,000 (12,500)	新株予約権の権利行使
平成18年 3月8日	小泉昌義	千葉県八千代市	元従業員	高取正己	千葉市稲毛区	特別利害関係者等(当社の監査役)	4	260,000 (65,000)	所有者の事情による
平成18年 5月16日	近間之文	千葉県八千代市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	(株)ドリームインキュベータ代表取締役社長 山川隆義	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号中目黒GTタワー14階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	410	61,500,000 (150,000)	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、株式会社大阪証券取引所「ニッポン・ニュー・マーケット『ヘラクレス』」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成16年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、上場前公募等規則第16条及び上場前公募等規則の取扱い第14条の2規定に基づき、上場日から5年間、上場株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出書類に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が明らかに正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 証券会社(外国証券会社を含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。

ディスカウントキャッシュフロー方式、収益還元方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成17年7月19日	平成18年8月3日
種類	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	418株	365株
発行価格	65,000円	150,000円
資本組入額	32,500円	75,000円
発行価額の総額	27,170,000円	54,750,000円
資本組入額の総額	13,585,000円	27,375,000円
発行方法	平成17年7月8日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年8月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

- (注) 1. 株式会社大阪証券取引所の定める「上場前公募等規則」第17条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第15条の規定に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日(平成17年9月1日)以降において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下、「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当社は割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。当社が同規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は取消しの措置をとることとしております。
2. 当社及び割当を受けた者の間で、割当を受けた者は上場前公募等規則第20条の適用を受ける新株予約権をその取得日から当社株式の上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの期間に関して第三者に譲渡しない旨の確約を、及び上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式をその取得日から当社株式の上場日の前日までの期間に関して第三者に譲渡しない旨の確約を行っております。
3. 株式の発行価格はディスカウントキャッシュフロー方式、収益還元方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	65,000円	150,000円
行使請求期間	平成19年7月9日から 平成23年7月8日まで	平成20年8月4日から 平成25年8月3日まで
行使の条件	被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡制限	取締役会の承認を要する。	取締役会の承認を要する。

5. 当初新株予約権付与時の発行数は418株でしたが、退職等に伴う新株予約権の権利消失により100株が減少した結果、発行数は318株となっております。
6. 当初新株予約権付与時の発行数は365株でしたが、退職等に伴う新株予約権の権利消失により16株が減少した結果、発行数は349株となっております。

2【取得者の概況】

平成17年7月8日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社と の関係
春木 清隆	千葉県八千代市	会社役員	84	5,460,000 (65,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
稲葉 栄一	千葉県八千代市	会社役員	40	2,600,000 (65,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
與那嶺 栄治	千葉市美浜区	会社員	32	2,080,000 (65,000)	当社の従業員
渡邊 裕史	千葉県佐倉市	会社員	20	1,300,000 (65,000)	当社の従業員
藤岡 知直	千葉市若葉区	会社員	20	1,300,000 (65,000)	当社の従業員
齋藤 浩康	千葉県八千代市	会社員	20	1,300,000 (65,000)	当社の従業員
猪爪 晃	千葉市中央区	会社員	20	1,300,000 (65,000)	当社の従業員
山崎 亜希子	千葉県船橋市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
松川 真士	千葉市花見川区	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
安元 竜馬	千葉県流山市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
高橋 和之	千葉県印旛郡栄町	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
高柳 綾乃	千葉市稲毛区	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
井上 豪	千葉県八街市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
箭内 愛	千葉県白井市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
本田 桂一	千葉市美浜区	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
三島 崇史	千葉県八千代市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
大野 裕一朗	千葉県市川市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
鈴木 友美	千葉県八千代市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
上甲 達也	千葉県八千代市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社と の関係
小林 要	千葉県習志野市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
井上 晃	千葉県四街道市	会社員	4	260,000 (65,000)	当社の従業員
田中 隆暁	東京都荒川区	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
自覚 拓道	千葉県八千代市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
三原 真志	千葉市花見川区	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
山本 佳奈	千葉県八千代市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
太田 祥子	千葉県八千代市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
下川 徹	千葉県船橋市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
和田 皇輝	千葉県八千代市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
松下 友彦	千葉県印旛郡栄町	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
坪根 恵美	千葉県成田市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
林 千津子	千葉県佐倉市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
原田 祥子	千葉市中央区	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
永嶋 亜香里	千葉市稲毛区	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員
内田 萌	千葉県柏市	会社員	2	130,000 (65,000)	当社の従業員

（注）退職等の理由により権利を喪失した者については、記載を省略しております。

平成18年8月3日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社と の関係
春木 清隆	千葉県八千代市	会社役員	70	10,500,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
與那嶺 栄治	千葉市美浜区	会社員	38	5,700,000 (150,000)	当社の従業員
稲葉 栄一	千葉県八千代市	会社役員	35	5,250,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐々木 博史	千葉市中央区	会社員	32	4,800,000 (150,000)	当社の従業員
上西 和紀	千葉県柏市	会社員	32	4,800,000 (150,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社と の関係
猪爪 晃	千葉市中央区	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社の従業員
山田 旬	千葉県八千代市	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社の従業員
渡邊 裕史	千葉県佐倉市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社の従業員
藤岡 知直	千葉市若葉区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社の従業員
齋藤 浩康	千葉県八千代市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社の従業員
岩月 秀元	千葉県柏市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
後藤 綾子	千葉市若葉区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
澄本 美穂	千葉県四街道市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
水落 雄介	千葉県印旛郡酒々井町	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
松川 真士	千葉市花見川区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
安元 竜馬	千葉県流山市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
八百 達	千葉県習志野市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
本田 桂一	千葉市美浜区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
三島 崇史	千葉県八千代市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
樹村 絵美	千葉県佐倉市	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
山崎 亜希子	千葉県船橋市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
阪本 慎一	千葉県八千代市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
加藤 聡	千葉市若葉区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
渡邊 則久	千葉県船橋市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
田中 義浩	埼玉県春日部市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
濱田 誠	千葉県八千代市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
橋本 誠也	千葉県八千代市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
元木 信治	千葉県八千代市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社と の関係
池田 英理子	千葉県八千代市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
樋口 洋平	千葉縣市川市	会社員	2	300,000 (150,000)	当社の従業員
小廣川 雄司	千葉県八千代市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
加賀屋 晶江	千葉県八千代市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
根本 圭佑	千葉市稲毛区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
牧野 千寿	千葉県成田市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
高取 和弘	千葉県船橋市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
中尾 清香	埼玉県草加市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
生沢 萌	千葉県船橋市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
吉田 祐輔	千葉市若葉区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
中村 宏治	千葉縣市原市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
古林 央子	千葉市若葉区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
龍谷 公精	千葉県松戸市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
斉藤 小次郎	さいたま市岩槻区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
野村 大輔	千葉県柏市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
森田 藍	東京都新宿区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
斉藤 司	千葉県八千代市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員
村尾 聡也	千葉県柏市	会社員	1	150,000 (150,000)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載を省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
近間 之文 （注）2、3	千葉県八千代市	4,189	49.13
ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区丸の内1-8-2	960	11.26
ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区丸の内1-8-2	840	9.85
(株)ドリームインキュベータ（注）2	東京都目黒区上目黒2-1-1	410	4.81
春木 清隆 （注）2、4	千葉県八千代市	290 (154)	3.40 (1.81)
近間 久子 （注）2、6	千葉県八千代市	248	2.91
関 房子 （注）2	千葉市稲毛区	240	2.81
廣谷 富美子 （注）2	千葉県八千代市	200	2.34
近間 卓也 （注）2、6	埼玉県和光市	160	1.88
廣谷 章 （注）2	千葉県八千代市	153	1.79
稲葉 栄一 （注）4	千葉県八千代市	135 (75)	1.58 (0.88)
與那嶺 栄治 （注）7	千葉市美浜区	70 (70)	0.82 (0.82)
原田 大樹 （注）7	千葉県印旛郡本埜村	52 (40)	0.61 (0.47)
渡邊 裕史 （注）7	千葉県佐倉市	40 (28)	0.47 (0.33)
藤岡 知直 （注）7	千葉市若葉区	40 (28)	0.47 (0.33)
猪爪 晃 （注）7	千葉市中央区	40 (32)	0.47 (0.38)
上西 和紀 （注）7	千葉県柏市	40 (32)	0.47 (0.38)
齋藤 浩康 （注）7	千葉県八千代市	40 (36)	0.47 (0.42)
佐々木 博史 （注）7	千葉市中央区	40 (36)	0.47 (0.42)
山田 旬 （注）7	千葉県八千代市	24 (20)	0.28 (0.23)
小澤 ゆう子 （注）7	千葉市花見川区	12	0.14
金箱 義明	千葉県船橋市	12	0.14
阪本 慎一 （注）7	千葉県八千代市	10 (2)	0.12 (0.02)
加藤 聡 （注）7	千葉市若葉区	10 (2)	0.12 (0.02)
渡邊 則久 （注）7	千葉県船橋市	10 (2)	0.12 (0.02)
田中 義浩 （注）7	埼玉県春日部市	10 (2)	0.12 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
山崎 亜希子 (注) 7	千葉県船橋市	10 (6)	0.12 (0.07)
岩月 秀元 (注) 7	千葉県柏市	10 (6)	0.12 (0.07)
後藤 綾子 (注) 7	千葉市若葉区	10 (6)	0.12 (0.07)
澄本 美穂 (注) 7	千葉県四街道市	10 (6)	0.12 (0.07)
水落 雄介 (注) 7	千葉県印旛郡酒々井町	10 (6)	0.12 (0.07)
松川 真士 (注) 7	千葉市花見川区	10 (10)	0.12 (0.12)
安元 竜馬 (注) 7	千葉県流山市	10 (10)	0.12 (0.12)
本田 桂一 (注) 7	千葉市美浜区	10 (10)	0.12 (0.12)
三島 崇史 (注) 7	千葉県八千代市	10 (10)	0.12 (0.12)
石川 輝彦 (注) 7	千葉県浦安市	8	0.09
樹村 絵美 (注) 7	千葉県佐倉市	8 (4)	0.09 (0.05)
八百 達 (注) 7	千葉県習志野市	6 (6)	0.07 (0.07)
福島 裕美 (注) 7	千葉県八千代市	4	0.05
高取 正己 (注) 5	千葉市稲毛区	4	0.05
奥山 朋子 (注) 7	千葉県八千代市	4	0.05
久保 能成 (注) 7	千葉県佐倉市	4	0.05
石塚 重人 (注) 7	千葉市緑区	4	0.05
石毛 知英 (注) 7	千葉県八千代市	4	0.05
石井 成美 (注) 7	千葉県船橋市	4	0.05
村松 書江 (注) 7	千葉県習志野市	4	0.05
高橋 ますみ	千葉市原市	4	0.05
宮内 博文	東京都杉並区	4	0.05
田所 智	千葉市原市	4	0.05
大井 久美子	富山県富山市	4	0.05
成田 彩子	千葉県松戸市	4	0.05
鈴木 友美 (注) 7	千葉県八千代市	4 (4)	0.05 (0.05)
上甲 達也 (注) 7	千葉県八千代市	4 (4)	0.05 (0.05)
小林 要 (注) 7	千葉県習志野市	4 (4)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
高橋 和之 (注) 7	千葉県印旛郡栄町	4 (4)	0.05 (0.05)
高柳 綾乃 (注) 7	千葉市稲毛区	4 (4)	0.05 (0.05)
井上 豪 (注) 7	千葉県八街市	4 (4)	0.05 (0.05)
箭内 愛 (注) 7	千葉県白井市	4 (4)	0.05 (0.05)
大野 裕一郎 (注) 7	千葉縣市川市	4 (4)	0.05 (0.05)
井上 晃 (注) 7	千葉県四街道市	4 (4)	0.05 (0.05)
田中 隆暁 (注) 7	東京都荒川区	2 (2)	0.02 (0.02)
自覚 拓道 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
三原 真志 (注) 7	千葉市花見川区	2 (2)	0.02 (0.02)
山本 佳奈 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
太田 祥子 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
下川 徹 (注) 7	千葉県船橋市	2 (2)	0.02 (0.02)
和田 皇輝 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
松下 友彦 (注) 7	千葉県印旛郡栄町	2 (2)	0.02 (0.02)
坪根 恵美 (注) 7	千葉県成田市	2 (2)	0.02 (0.02)
林 千津子 (注) 7	千葉県佐倉市	2 (2)	0.02 (0.02)
原田 祥子 (注) 7	千葉市中央区	2 (2)	0.02 (0.02)
永嶋 亜香里 (注) 7	千葉市稲毛区	2 (2)	0.02 (0.02)
内田 萌 (注) 7	千葉県柏市	2 (2)	0.02 (0.02)
濱田 誠 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
橋本 誠也 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
元木 信治 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
池田 英理子 (注) 7	千葉県八千代市	2 (2)	0.02 (0.02)
樋口 洋平 (注) 7	千葉縣市川市	2 (2)	0.02 (0.02)
小廣川 雄司 (注) 7	千葉県八千代市	1 (1)	0.01 (0.01)
加賀屋 晶江 (注) 7	千葉県八千代市	1 (1)	0.01 (0.01)
根本 圭佑 (注) 7	千葉市稲毛区	1 (1)	0.01 (0.01)
牧野 千寿 (注) 7	千葉県成田市	1 (1)	0.01 (0.01)
高取 和弘 (注) 7	千葉県船橋市	1 (1)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
中尾 清香 （注） 7	埼玉県草加市	1 (1)	0.01 (0.01)
生沢 萌 （注） 7	千葉県船橋市	1 (1)	0.01 (0.01)
吉田 祐輔 （注） 7	千葉市若葉区	1 (1)	0.01 (0.01)
中村 宏治 （注） 7	千葉市原市	1 (1)	0.01 (0.01)
古林 央子 （注） 7	千葉市若葉区	1 (1)	0.01 (0.01)
龍谷 公精 （注） 7	千葉県松戸市	1 (1)	0.01 (0.01)
斉藤 小次郎 （注） 7	さいたま市岩槻区	1 (1)	0.01 (0.01)
野村 大輔 （注） 7	千葉県柏市	1 (1)	0.01 (0.01)
森田 藍 （注） 7	東京都新宿区	1 (1)	0.01 (0.01)
斉藤 司 （注） 7	千葉県八千代市	1 (1)	0.01 (0.01)
村尾 聡也 （注） 7	千葉県柏市	1 (1)	0.01 (0.01)
計	—	8,527 (727)	100.00 (8.53)

（注） 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役）

5. 特別利害関係者等（当社の監査役）

6. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）

7. 当社の従業員

8. （ ）内は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株発行を請求できる権利（ストックオプション）並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に伴う潜在株式数及びその割合であり、内数で表示しております。

なお、付与対象者である当社取締役及び従業員から、新株予約権割当契約を締結した後に自己都合退職に伴い当社との雇用関係が確定的に終了して新株予約権を喪失した者を除外した、残余の者を記載しております。今後においても、上記のような権利喪失事由に基づき、表中の潜在株式保有者が変動することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月25日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 信一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀切 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の平成16年9月1日から平成17年8月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の平成17年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月25日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 信一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀切 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月25日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 信一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀切 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成18年9月1日から平成19年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社地域新聞社の平成19年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年9月1日から平成19年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

